

厚生文教常任委員会

令和3年3月11日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年3月11日(木) 午前9時30分 開会
午後4時19分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	吉村始
委員	杉本訓規
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	増田順弘
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川弥三郎
議員	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二
市民生活部長	前村芳安
市民窓口課長	増井朋子
〃 補佐	古川雅博
保険課長	新澤明子
〃 補佐	葛本康彦
人権政策課長	水島悦美
〃 補佐	芦高由訓
環境課長	庄田康則
〃 補佐	西川勝也
リソセンター所長	白澤真治
〃 補佐	津本佳成

保健福祉部長	森 井 敏 英
長寿福祉課長	中 井 智 恵
〃 補佐	村 田 良 作
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
教育総務課長	村 田 真 也
体育振興課長	植 田 和 明
〃 補佐	西 井 満 良
学校給食センター所長	油 谷 知 之
〃 補佐	安 川 賢 明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	中 井 孝 明
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第15号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第16号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第17号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第18号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第19号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについて
- 議第9号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 議第12号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第14号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 議第13号 葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについて
- 議第25号 和解することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）ゴミの減量化に関する諸事項について
- （２）学校給食に関する諸事項について
- （３）磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日の総務建設常任委員会に引き続きまして、本日、厚生文教常任委員会、開かせていただきます。本日3月11日は東日本大震災から10年というこの日に、厚生文教常任委員会、そんな日になることが多いようでございますけれども、10年の時間が経過いたしましても、いまだに4万人の避難者がいるということでございます。うちの葛城市の人口ぐらいの方がまだ避難しているという、そんな状況でございます。

本日は、多分その時間になると思うのですが、復興を願い、そして、被災者の方たちの追悼の意味で黙祷をささげる時間をつくらせていただきたいと思いますので、委員の皆様また理事者の皆様、どうぞご協力お願いいたします。

委員外議員のご出席でございます。奥本議員、梨本議員、松林議員。3名でいらっしゃいます。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお傍聴者につきましては、認めておりませんので、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承くださいと思います。なお発言される場合は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力願いたいと思います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入りたいと思いますが、議案審査の順序につきましては、職員の入替えなどに配慮し、一部変更しておりますので、ご了承願います。

それでは、まず初めに、議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。ただいま議題となりました議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。本案につきましては、参考資料といたしまして、先日の協議会でご説明いたしました葛城市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の概要版、カラー刷りのものをご用意させていただきました。また、改正箇所が多数でございますので、説明につきましては、新旧対照表を基にご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の1ページをごらんください。

第3条でございます。第3条につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づいた保険料の改定でございます。標準月額につきましては、現行の5,960円から6,200円に改正するものでございます。介護保険料は、これまで被保険者数の変動や給付実績の伸びを勘案し、今後見込まれるであろう被保険者数や認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービス別給付費の見込みを推計した上で、第8期の3年間にわたる給付費総額を算出し、これを第1号被保険者の推計人数で割戻しし算出したものでございます。詳しくは、概要版7ページから11ページまでの介護保険事業計画の保険料をご参照ください。

今回の介護保険料の改正は、第7期の保険料から月額で申しますと240円の増額を見込んでおります。もちろん第8期におきましては、基金の取崩しを実施いたしますが、被保険者、利用者の自然増加による影響のほか、国の法令、制度改正による介護サービス給付費の増額影響として、令和3年度から令和5年度まで介護報酬改定をプラス0.7%とされたことが大きな要因となっております。

保険料負担段階につきましては、前回に引き続き10段階として、各段階の保険料を定めるものでございます。

新旧対照表の1ページに戻ってください。

条例では、年額を規定しております。第3条第5号が第5段階として基準額となり、先ほど申し上げた月額6,200円の12か月分7万4,400円としております。前後しますが、第1号では標準額の負担割合0.5として3万7,200円。第2号では標準額の0.75として5万5,800円。第3号も同様に標準額の0.75として5万5,800円。第4号では標準額の0.9として6万6,960円。第6号では標準額の1.2として8万9,280円としております。続きまして2ページ、第7号では標準額の1.3として9万6,720円。第8号では標準額の1.5として11万1,600円。第9号では標準額の1.7として12万6,480円。第10号では標準額の1.8として13万3,920円にそれぞれ改正しております。

なお、国の基準に基づき、第7号から第9号について、基準所得金額も一部改正しております。

続いて第2項から第4項についてでございますが、第1段階から第3段階の保険料につきまして、第7期の保険料と同じく、国縣市町村による低所得者に対する保険料軽減がございますので、前項第1号から第3号の金額ではなく、第1段階は2万2,320円。第2段階は3万7,200円。第3段階は5万2,080円とするものでございます。

次に、少し戻っていただきますが、1ページ、第3条第6号アについてでございます。第6段階以降は被保険者が市民税課税であり、合計所得により区分いたしますが、その合計所得において、平成30年4月1日施行の介護保険法施行令の一部改正により、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額等を控除した額を用いることとされたこと、また、令和3年1月1日施行の介護保険法施行令の一部改正により、低未利用地の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされたことにより、改正するものでございます。

次に、附則についてでございます。3ページをごらんください。

附則第6項第1号についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免措置を定めておりますが、令和3年2月13日施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義について具体的に書き下ろす形に改めることとなり、改正するものでございます。

最後に4ページ、附則第8項から第10項についてでございます。平成30年度税制改正により、働き方改革等を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げるとともに基礎控除を同額引き上げることが、令和2年分以降の所得税等に適用されることとなりました。ただし、この見直しに伴い、介護保険料や介護給付の所得段階の基準となる合計所得の算出に関して、被保険者の意図せざる影響や不利益が生じないように、令和3年1月1日施行の介護保険料施行令の一部が改正されました。これにより改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日ですが、附則第6項第1号の改正につきましては、公布の日からの適用としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点ほどお伺いしたいと思いますが、それぞれ3点について、というのは、また再質問、2回目の質問がありますので、計6個質問をするということになると思います。

1つは、今回、基準月額が引き上げられました。それで、介護保険料は高い高いという市民の方々のいろいろお声をいただいております。できるだけ保険料が適正な金額であるということが望ましいと思っていますので、そのことに関わって質問しますが。

まず、3期から5期、4,100円。基準月額がそうでした。だからその後、6期、7期、8期と、どのように介護保険料基準月額が上がってきているのかということをお聞きしたいと思います。ちょっと介護保険料に関わっての質問です。

2つ目ですけれども、区分です。先ほど説明ありましたが、合計所得金額によって介護保険料、金額が違っております。その区分で10段階設けておるわけですけれども、その区分の区切りで、新旧対照表で見ますと、区分が合計所得金額によって変わっているところと変わっていないところがあるんです。一番低いところは120万円が区切りになっていますが、そこは変わってなくて。次の段階の200万円から300万円が、この200万円が210万円になって、300万円が320万円になっております。続いて次の区分が(9)のところですが、2ページ目の(9)のところ、所得合計金額300万円以上400万円未満が、これが320万円になったんですが。上限の400万円未満というところは変わっておりません。10号は次のいずれにも該当しないものということですから、400万円以上というふうになるのですが、ここは変わっていません。下と上は変わってなくて、間のところが変わっているというのはなぜなのかということについてお伺いします。

それから3つ目ですけれども、この区分10段階ですけれども、これは各市町村同じなので

しょうか。こういう区切りについても、同じ基準になっているのでしょうか。

この3点、まず、お聞きします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、過去の葛城市におけます介護保険料の基準月額についての推移でございます。先ほど言っておりましたように、3期から5期までは月額4,100円で来ましたけれども、6期におきまして基準月額5,000円、7期におきまして5,960円、今回8期におきまして6,200円をお願いするところでございます。

次に、区分がどうして変わったかというご質問ですけれども、こちらのほうは、国の基準省令という介護保険法の施行規則が変更になるということで、それに準じまして、葛城市のほうも所得段階の基準を変更したものでありますけれども、それぞれの基準所得額の設定等に係る調査というものを国の厚生労働省でされていまして、そちらのほうでそれぞれの所得の割合を調査したところで、このように幅のほうを変えていくということになりましたので、私どものほうも省令に基づいて変えさせていただきました。

川村委員長 課長、今、変化がない部分についての質問をされておりましたね。谷原委員ね。変化したところ、いや、今1番目のお問い。2番目、変化がないところね。

吉村始副委員長 ここは変化ないけど、この間は変化があるのはなんでかと。

川村委員長 そうそう、その答え。それでいいですか。

中井長寿福祉課長 次に、各市町村の所得段階別なんですけれども、確かに市町村によって、若干違っているところがあるかと思ひます。葛城市のほうは10段階なんですけれども、ちなみに、香芝市、ちょっと今資料がないんですけども、香芝市はもう少し幅が11段階か12段階で、所得の段階をもう少し大きく区切ってありまして、より保険料のほうがどちらかという収入が多くなるような形でしてあるのかなと思ひます。葛城市といたしましては、10段階のままになっております。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、最初の基準月額ですけれども、これは月額ですから、年額にすると、これに12を掛けるわけですから、かなり、この間、基準月額が上がることで年間の介護保険料が引き上げられてきたと思ひます。特に3期から5期は2回据え置いたんです。6期が5,000円になってから7期、8期と、これは阿古市長のときからですけれども、5,000円から5,960円で約19%ですか、2割近く上がるということがあって。また、今回ちょっと引上げになりますので、こころ辺のところは3年間でならしていきますから、計画の1年目は非常に給付に対して取る保険料が多くなるので、それを次の2年目、3年目というふうにして平準していくかと思ひます。その3年の平準の中で、多分繰越金が出たりすると、そうしたら財政調整基金か調整基金のようなどころに入れるのだろうと思ひますが、それが今どういう状態になっているのか。

これは私としては、コロナで今大変なときです。いろんな問題で皆さんコロナで非常に経済的に苦しんでおられるということで、政府も含めて様々に施策を打っているわけで、でき

るだけこういうところの負担を一時的でも、次年度は次の年コロナを克服した後はまた経済回復して、また違う局面になると思うのですが、今の時期、やっぱりこの財政調整基金を取り崩して、今年は抑えたよと、僅か240円といっても規模が大きいですから、そうはいかないと思うんですが、ここら辺がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。これ介護保険料に関わって1番目の。

2つ目ですけれども、ちょっと基準区分については、国が所得について、介護保険料と多分所得の関係で調査された上で、区分を200万円と400万円の間の間で、200万円の区分を210万円に上げ、300万円を320万円にしたと。ちょっと具体的に調査の目的とか結果がよく分かりませんので、どういう割合だったか分かりませんが、最後におっしゃったように、この区分の割合によって取る料が、要は収入が変わってくるわけです。負担割合がその所得によって非常に変わってくるわけです。そこはどうなのかということをお聞きしたかったんですが、これちょっと今後、私どもも見ていきたいと思うんですが。

私が少し気になったのは、税制改正がありました。税制改正があって、給与所得者、年金所得者についての控除が10万円引き下げられて、基礎控除が10万円上げられるという。それで所得税とか住民税についても、そこは影響がないようにしようということだったんですが、今回これやっぱり合計所得金額で、介護保険料基準月額決まることになるので、最低の120万円というのがこのままに据え置くと、かえってこう補足される人が増えるのではないかと。上限も含めてですけど。

ここら辺の調整ということはされているのでしょうか。これ国の問題かもわからないし、葛城市の問題かもわからないんですけれども、ここのことについて、区分についての2つ目で、そのことをお聞きしたいと思います。

3つ目ですけれども、葛城市の区分について、過去いろいろ変遷があったんでしょうか。変更とか。当初から10段階で同様の区分というふうにされてきたのかということ。それはどうということかとすると、私、ほかの市町村のを見てみたのですが、先ほどありました12段階にするということもありますし、上限、400万円になっているんです。葛城市は、400万円になっているんですが、こういうものも動かせるのではないかと。他の市町村も含めてね。だから過去同じようだったら同じよう結構なんですけど、上限などを動かす。他市町村と比べて、多分東京都なんかは非常に私、上限高かったと思います。高額所得者が多いので。だから、そういうふうな検討がされているのかどうか。このことについて伺います。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。まず、私のほうからは、基準月額決定につきましての内容とその基金残高につきましてでございます。

先ほどおっしゃいましたように3期から5期まで4,100円で行ったとき、そのときの最後残りました基金残高が2,900万円ぐらいまで下がったということで、その当時、保険料を上げないといけないということで、国の見える化システムを使わせていただいた上で、算定した額が5,000円という形で6期は決定させていただきました。そして、7期のとき5,960円に上げたときも、6期の基金残高がほとんどなかった。要は、私、今手元で見えていますと

3,000万円台の数字がその当時計算上は出ていたということで、あまり基金が貯まらなかったということがございました。

そして、今回第7期につきまして5,960円で、6期と同じようにほぼ1,000円近くを上げさせていただいたんですが、これにつきましては、今回、基金残高が今現在2億500万6,716円という形で基金残高が今年の決算で出ております。当然、令和2年度の決算はまだ出ておりません。ただしコロナの影響もありましたので、基金積めるであろうという予測もしております。その上で1億4,000万円分の基金を取り崩させていただいた上で、保険料を計算させていただきました。

そういったことから、第8期につきましては6,200円という額で収めることができるというところまで検討させていただいた結果、金額を設定させていただいているという次第でございます。

以上でございます。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

先ほどの2つ目のご質問の税制改正で給与所得等と公的年金に係る控除額が10万円変更があったというところについては、こちらのほうはご指摘いただきましたように、そのことによります影響がないようにということで、今回の条例改正におきまして、新旧対照表で言いますと4ページになるんですけれども、新設といたしまして、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例というところで、最終的に出ました基準の所得額から10万円を差し引いた上でこちらのほうを算定する所得とするようにというところを設けさせていただきました。

続きまして、10段階の話なんですけれども、過去の葛城市の経緯を見ますと、5期が9段階だったんですけれども、6期から10段階ということで、幅を設けまして、所得の区分を分けております。こちらのほうは、基本はもう国の省令どおりにはやっているんですけれども、確かによその市町村におきましては、段階をもっと分けて、所得層を研究しながらやっておられるところがあるかと思えます。今後はまた葛城市もそのような形で、介護保険料についていろんな意味で算定する仕方も成熟させていかなければいけないと思えますので、研究はさせていただきたいと思えます。

お願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後言いつ放しになりますので。財政調整基金をこの第7期で2億円余り貯まったということで、それを取り崩して、今回保険料を抑えるということをしていただいているということで、財政調整基金の残高を過去見ながら、こういうふうに配慮されたということについては感謝申し上げたいと思えます。抑制するというところで財政調整基金、ここまで取り崩していただいているということでもあります。

それから先ほどあった区分の件で、税制改正における影響はそうした形でもちゃんと回避されているという条例内容になっているということでもあります。

3つ目の区分の問題なんです。これから研究していただくということもありました。政府も200万円を210万円、それから300万円を320万円にするということについては、やはりこの所得と利用の問題もあると思うんですけども、そういうことを調査しながら、細かくこういう区分の設定をやっておられると思うんです。葛城市としても今後やはり他の市町村でもこういうところはいろいろ研究されているようですし、できるだけ私としては、所得の低い方にはやっぱりいろいろと軽減措置はあります。軽減措置がありますけれども、そうしたのを見ながら対応していただきたいと思います。とにかく社会保険料が大変で、介護サービスそのものを受けることがなかなか難しい方がいらっしゃるんです。医療を受けるとか、介護保険を实际使おうとしても、所得が低く、そこから介護保険料も取られるということで、できるだけそういうふうな形で、累進性というんですかね。そういうものをちょっと高めるような形で介護保険の事業の中で会計をぜひ検討していただけないかなと思いましたので、質問いたしました。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は介護保険の条例改正については、日本共産党は基本的に反対の立場で臨んでおります。しかしながら、葛城市の事業下におかれましては、今質問いたしましたように非常によく努力されていると私は思います。

しかしながら、そもそも介護保険料の制度的仕組みが介護を受ける被保険者及び国民全体が半分の負担をするということで、そのために、とにかく介護のサービスが増えるに従って介護保険料も国民負担が上がっていくということになっております。しかし、今は国においてもそういう問題意識が出てきたようでありましてけれども、介護保険料は上限があります。介護保険料の上限があるんです。これについては、社会保険税が逆進性が強くなっているのではないかと。所得税は基本的に累進性です。上限が下がってきたとはいえ、累進性になっているわけですが、実は社会保険料全体が国保税もそうですけれども、上限があるために、つまり高額所得者にとっては負担が、負担率が下がるということが明らかになってきているわけで、私は今後、少子高齢化の中で高齢者がますますこれから増える中で、これ以上負担が増えるということはあってはならないと思います。

そういう意味で、介護保険料の徴収の在り方について、日本共産党が提案しておりますけれども、国のほうでも次第にそういう問題意識になりつつあるようですけれども、現状では、こういう制度の下では、高齢者が必要な介護サービスを受ければ受けるほど、また、高齢者

が増えれば増えるほど、負担が大きくなっていくという在り方になっておりますので、そういう観点からこの条例には反対いたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

西井委員。

西井委員 議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、賛成討論をさせていただきます。現在4人に1人以上が高齢者であり、団塊の世代全ての人が高齢者となる令和7年2025年や、高齢者人口がピークに達するとともに現役世代の人口が急減する令和22年2040年を見据え、地域の実情に即した高齢者施策を展開していくことが重要となる中、それを踏まえて第8期介護保険事業計画が策定されました。

このたびの条例改正の根幹であります介護保険料の改定では、改定率4.0%、前回の第7期に続いて値上げということになりますが、75歳以上や要介護認定者数及び高齢者世帯の増加に伴う在宅サービスの見込量の上昇、また、介護施設について市内での整備が進む中、保険料設定にご苦労いただいているものと推測いたします。

今回の事業計画は令和7年2025年や令和22年2040年を見据えた計画であることを承知しているわけですが、今回、令和3年度の介護報酬改定により介護職員の人材確保、処遇改善に配慮をしつつ、物価動向による物件費の影響により国全体で改定率0.7%増加したことにより、介護サービス給付費が全国的に見ても、大幅に上昇が見込まれている中、第7期より繰り越された介護給付費準備基金の取崩しにより保険料の急激な上昇を抑え、標準月額6,200円と見込まれたことは妥当と考えます。

また、従来からの地域包括システムの深化・推進に加え、介護予防・地域づくりの推進、介護現場の革新に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要であり、今後より一層の適正な運営を期待するものであります。第8期介護保険事業計画の施策の推進とともに、本市の介護保険事業の充実、適正な運営に取り組んでいただくことを切にお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料をご用意させていただいております。資料①と書いているものと、その次のページに②と書いているもの、それと本日、申し訳ございません。追加資料で、「長寿福祉課令和3年3月議会条例改正」と題しまして、説明資料、主な改正内容というものをご用意させていただいております。

まず、今回改正するに当たりまして、条例のどの部分に該当するかということにつきまして説明しているものが、資料①になります。

議第16号につきましては、この資料①の中で介護給付を行うサービスであり、市町村が指定・監督を行うサービスであるというところの居宅介護支援に係る部分の条例に相当します。

そして、本日この追加資料で出させていただいた部分には、その中身の主な改正内容を記載させていただいております。そして、この4つの議案の中の共通する部分としまして、この追加資料の中に、感染症対策、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策強化、会議や他職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、そして運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進というものは、この後ご説明させていただきます議第19号までの共通事項としまして、改正している内容となります。

これからご説明させていただきます議第16号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきましては、この主な改正の中でも、右側に書いております議第16号と書かせていただいておりますケアマネジメントの部分について、ご説明することになります。

それでは、説明させていただきます。

この条例が適用されるのは、居宅介護支援事業所です。要介護1から要介護5までの方を対象としてケアプランを作成する居宅介護支援事業所いわゆるケアマネ事業所の指定を平成30年4月1日に県条例による指定から市指定に権限移譲され、長寿福祉課において指定・監督の事務を担当しているもので、他市町村と合わせるために基準省令に合わせる形で改正するものです。現在対象となるケアマネ事業所は、市内14事業所及び葛城市の被保険者を受け持つ市外の居宅介護支援事業者にも適用されます。

では、新旧対照表を基にご説明申し上げます。

まず、国は3年ごとの各介護保険事業の開始前に大きく介護報酬を改定いたします。今回の改定においては、主に介護事業所に新型コロナによる感染症対策の強化、業務継続計画の策定、高齢者虐待防止の推進等を求めることといたしました。これにより、条例の基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、改正部分が多数となりますので、主要な改正のみご説明申し上げたいと思います。

では、新旧対照表、3ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第6条第2項につきまして、質の高いケアマネジメントの推進のため、また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、作成したケアプランにおける各サービス

の割合や、作成したケアプランに位置づけた各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供されたものの割合等を事前に利用者に説明するよう改正されるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第15条第9号につきまして、担当者会議を従来の対面に加えて、ICT活用のテレビ電話装置等を使用することを可能とするよう改正されたものでございます。

12ページをお願いいたします。

第15条第21号において、給付適正化の観点から利用者の区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを全ての市町村に導入し、市からの求めがあった場合には、ケアプランを市に届け出ることの義務づけを追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。

第21条の2につきまして、業務継続計画の策定として、感染症や非常災害の発生時においても業務を継続するため、業務継続計画を策定し、これにより必要な研修、訓練を定期的を実施しなければならないとするものでございます。

また、この第21条の2については、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として、実施に努めなければならないとして附則にも定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第23条の2につきましては、感染症予防の措置として、感染症予防対策委員会を半年に1回以上開催し、指針を整備し、感染症予防の研修、訓練を定期的を実施しなければならないとするものでございます。この第23条の2につきましても、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則に定めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

第29条の2につきまして、高齢者虐待防止の推進として、虐待防止の対策委員会を定期的を開催し、指針を整備し、虐待防止の対策の研修を定期的を実施しなければならないとするものでございます。また、この第29条の2につきましても、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則にも定めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第34条第1項につきまして、利用者への同意、署名、押印の見直しとして、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等の説明同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的な対応を原則認めるとするもので、同条第2項につきまして、居宅介護支援事業者における文書、諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応を認めることとするものでございます。

23ページをお願いいたします。

附則第2項及び第3項につきまして、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所におけ

る管理者の要件を、介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更され、令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置期間が定められておりましたが、現在の事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員でないものが管理者である居宅介護支援事業所について、この経過措置期間を新たに令和9年3月31日まで猶予するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日より施行いたしますが、令和3年1月25日に公布された介護保険施行令の改正により、第15条第21号の改正規定については、令和3年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いたします。ちょっとお聞かせ願いたいんです。新旧対照表の16ページの新しい5のこと、これはだらだらと書いてあるんですが、パワハラのことになるんですかね。それがまず1点目で。

あと、虐待防止について新設されている20ページの赤の部分でこう書いてあるんですけども、これによって現場、さっきの質問と一緒になんです。これによって現場がどう変わるのか。どういうことがこれによって変わっていくのか。こう書いてあるだけで、ちょっとどういう動きになるか分からないんです。これをつくることによってどう変わって、どう防止されていくのか。それをちょっと明確に教えていただきたいです。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

まず、本日最後にお配りさせていただきました資料の主な改正内容というところの2ページをごらんください。

まず、全サービス共通のところにおきまして全てのサービスに共通する項目に入っているのですけれども、3番のハラスメント対策の強化というところになります。先ほど申し上げましたハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけますハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとするものです。中身につきましては、先ほど言っていたパワーハラスメントとセクシャルハラスメント、セクハラというものが全て含まれてきて、それについて研修等行いながら、事業者のほうでは介護事業者の職場の環境を整えていくようにというような内容になっているかと思えます。

もう一つが、20ページの高齢者虐待防止の推進というところにつきましても、2ページ的全サービス共通の最後の8に書いてありますように、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催、また、指針の整備、もちろん職員への研修の実施と高齢者虐待防止の担当者を定めて進めていくようにということになっております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。それはちょっと分かるんです。その研修なり何なりというのが、するわけじゃないですか。その内容ですよ。それ例えばこれつくって、そういうふうにおっしゃったのすごい分かるんですけども、結局防げんかったら何の意味もないので。何の意味もないことになってくるので、これによって、どういう研修とかって行う、そういう具体的なことを聞きたいんです。そういうのはまだ決まっていらないんですかね。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井です。

こちらのほうは、まだちょっと厚生労働省のほうから毎年3年に一度のこの改正のときには、大体3月の末ぐらいにQ&Aというのが出るように聞いております。恐らくまだちょっと私どももそこらは確認できていませんので、順次全てにおいてのやり方であったりするのはQ&Aに基づいて出てくるかと思っておりますので、もう少し、詳しくは待ちたいと思います。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、また、それ出次第詳しくお願いいたします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

関連で、吉村副委員長。

吉村始副委員長 どうぞよろしくお願いいたします。今、虐待のことについて杉本委員、聞かれましたけれども、今回の省令改正、条例のこれを拝読しますと、いわゆる虐待の防止とか、そのための研修を実施するということについて、今までは個別の事業者で行われてきたところはあったかと思うのですが、これが改めて義務化されたというふうを受け取ってよいのかということ。それから、あと、このいわゆる平成18年に高齢者虐待防止法というのが施行されて、そのときに虐待の主体が家族と、それからあと介護者、介護する職員とこの2者が上がっているわけなんですけど、虐待を防ぐということはその両者から防ぐというふうな趣旨と踏まえてよいのでしょうか。その2点お伺いします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井です。

まず、今までももちろん事業所においては、高齢者虐待の防止については強く努めていただいていたと思います。いろんな会議に出ましても、いろんな報告をいただいている中で随分とお気を遣っていただいていたところだったと思います。それを本当に指定基準の中で義務化されたというところであるかと思えます。

続きまして、家族からの虐待と介護事業所からの虐待の両方かというところでもありますけれども、もちろん全てにおいて、もし何かおうちのほうでもあったとしても分かることがあれば、もちろん皆さんで対策を進めていってもらえると思いますし、もちろん市のほうにもその通報もいただけるのかなとは思っております。基本はこちらの今回につきましては、

主には事業者の中での高齢者虐待防止についての基準に主にはなっているかと思います。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村始副委員長 ありがとうございます。研修することによって、恐らくこの文面とかも読みながら思っていたのは、いかに虐待を見抜いていくかというか、研修の中身については、そういうスキルのことについてもされるのかなというふうに思います。先ほど杉本委員もおっしゃっていましたが、また分かりましたら、お教えいただけたらというふうに、国の具体的なものが出てきたらお願いしたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑は。

増田委員。

増田委員 それでは、お願いをいたします。今回のこの条例改正の中で、私、こう見ていまして、セクハラであったり、虐待であったりということで、よりこの事業の被保険者に対すと言いますか、介護をしてもらう人に対して適正なサービスを受けられるような対策強化が図られたというふうに理解をしました。

ここに、介護サービスの種類という資料①のところで、都道府県が指定・監督を行うサービスと市町村が指定・監督を行うサービスと、この2つに分かれていますよというこの資料。この資料見る限り、市は監督を行うという仕事が必要になる。これ何ぼ決まりをつくっても、どれだけそのサービスが適正に行われているかということをやっていただいて何ぼ。複数の事業サービス業者がおられて、必ずしも同じサービス、同じレベルのサービスをされておるとは私思わないです。というのは、あそこはいや、あそこに行きたいとか、こういうわがままと言われたらわがままかもわかりませんが、事業者によって極端なサービスの格差があるべきではないと。

先ほどもありましたように、当事者といいますか、第1被保険者の負担割合は23%、残り77%は、そういうそれ以外の支えでサービスの総額を支えておるという観点から見たら、市町村が行う監督の指導等をしっかりとやっていただいて、サービスが安定的に均一に不公平のないサービスが受けられることができるのかなと、こういうふうに懸念をいたします。懸念というか、そういうことをしていただくとあかんのかなというふうに感じました。

よって、市がこういう事業者に対してどのような監督を、指導をされておるのか、また、問題点等がありましたら、お聞かせ願いたい。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井でございます。ありがとうございます。

先ほどのご質問ですけれども、まず、それぞれの事業所のやっておられる実際のサービスの内容、例えば、いろいろ特化したものを特色出されている内容につきましては、そちらのほうは、利用者との、自分のやりたい、やってほしい、目指したいというところをマッチングしていただいて行ってもらっているものですので、内容についてはちょっとこちらのほうでは、違うことをやってくださいというようなことをなかなか言うことはできませんけれども、ただ、今回基準のほうで設けられましたことにつきましては、介護給付適正化の意味も

ありまして、しかるべく基準にのっとっていない、例えば回数が多いとか、先ほどもありました、例えば虐待防止のことができていないとか、セクハラやパワハラについて、こちらに何か通報があったりとかという分につきましては、もちろん市としましても監督するところでありまして、事業所につきまして監督及び指導はしていきます。

給付適正化につきましては、平成30年度につきましては2件、指導の監査を行わせていただいております。令和元年度につきましては、ちょっと少ないんですけども、1件の事業所について、指導の監査に入らせていただいております。あとは、個人の利用者が、もし何か事業所において不服といいますか、やっていることにつきまして疑問にあることがありましたら、もちろん市にも電話でなりご連絡いただくこともありますし、国保連のほうにも、そういう通報システムといいますか、そういうのがありまして、そちらに連絡をいただきましたら、国保連を通じましても、もちろん市のほうにも連絡いただきまして、事業所のやっておられることの中身については、協議させてもらっているところでございます。今後来年からも、人事配置の関係もあるんですけども、来年からは更に給付適正化システムを強めまして、事業所へのケアプランなりの指導も行っていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。この決まり事を、何ぼ条例を改定されて書いたものをつくっても、それが適正に実施されなければ意味がないということですので、先ほどお願いしたような、こういう市町村の監督責任をしっかりと果たしていただいて、利用者が安心して利用できるような介護事業に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

川村委員長 内野委員。

内野委員 本当に分かりやすい資料をご提示いただいて、ありがとうございます。私が聞こうと思っていたのを全部書いていただいていたので。

1つだけ、すみません。今回のこの条例を改正するという事で、介護支援専門員の主任ケアマネジャーについての本来、令和3年3月31日までに市内にある14か所の施設において配置しないとイケないところを、令和9年3月31日まで延ばされたということで、この要介護のほうの部分だと思うのですが、この施設14か所で今主任ケアマネジャーというのはおられるのかということと、今後令和9年までに目指していかなあかんということで、今現在、どのように主任ケアマネジャーを配置されているかということとをちょっと教えていただきたいのと、今は議第16号だけですよね。では、それ、よろしく申し上げます。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

まず、居宅介護支援事業所は、葛城市では14か所の事業所をお願いしております。その中で、現在、主任ケアマネジャーもいますということで届出をいただいているのは、まだ2件になります。基本的には今年の3月31日までが基準になっておりました関係で、聞いていますところ、研修を受けていただいているところもあるということは聞いておりますので、も

ちろん令和9年3月31日までには完全に実施していくことを目標に、それぞれの事業所はしかるべく研修を受けて、主任ケアマネジャーの資格を取っていただけるものと思っております。

お願いいたします。

川村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。5年あるので、それぞれ研修していただいて、配置していただけるということで。それで、主任ケアマネジャーを配置しなくてはいけなくなった理由を教えてくださいましたらと思います。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

理由といたしましては、もちろん利用者の適切なケアプランを立てるためには、適切な研修を受けられた、しかるべく資格を持った方に進めていただくということが決まりましたので、前回の3年前に改正になった折にそういうふうになったと思います。

お願いいたします。

川村委員長 内野委員。

内野委員 本当に介護施設でのいろんなICTが、ICTの利用であったりとか、またハラスメント等々、また、災害対策などのいろんなメニューが多岐にわたって今後やっぱり求められるのかなと思います。それにおいて、やっぱり経験を積んだケアマネジャーの実力も発揮していただくのだらうなとそんなふうに理解をしております。今後、5年ありますので、主任ケアマネジャーの配置、また、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 介護サービスの条例ともちょっと関係しないところもあるかもしれへんねけど、市内業者というのは十何業者かな、14業者か。やはり市民にとって、やっぱり市内の業者を育成してほしいという気持ちがあるようには思います。ところが、よく見かけるのが、他市町村と市内の業者、分け方というのは難しいと思うけど、ただ、大和高田市や香芝市の業者も結構、介護事業の中で葛城市に入り込んでいると。入り込むことは悪いとは言えへんねけど、ただそういう業者とも競争できるような指導とか、また、市内業者を育成する必要性ということはどう考えているかどうか。その辺やはりもっと、どう言うか、安心できる市内業者を育成することに、やはり市内の方は市内のところで介護を受けるとというのが、近いところで受けるとするのは非常にいろんな家族の便利もいいと。そういう面も考えた中でどのようにされているかどうか、ちょっとその辺について、非常に心配するような、淘汰されて市内業者が縮小するようなことになれば、非常に最終的には市民自身が大変心配が起こるのではないかと思いますので、ちょっとその辺、また今後どのような方策を考えておられるかについてちょっと答弁願いたいと思います。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 よろしく申し上げます。

まず、介護支援専門員、ケアマネジャーと言われる方々についてですけれども、葛城市におきましては、市内のケアマネジャーを年に3回ぐらいですけれども、皆さん集まっていたいてケアマネ研修というのを行っております。その中で情報交換をしていただいたり、こちらからの情報提供をさせていただく会は設けております。ただ、ちょっと今年については、コロナの関係で、介護事業者ということで大事を取りまして、ちょっと情報提供だけに終わっているのですけれども、また来年もいろいろ講師の先生とかも呼びながらやっていくというところを、同じように予定しておりますので、その研修を通じまして、皆さんの情報交換をしていただいたり、それぞれの技術といたしますか、情報を上げていっていただけるようなことをやっております。

あとケアマネジャーを選ぶというか、ことにつきましては、それぞれもう皆さん利用者が自ら選んでいただくものでありますので、こちらといたしましては、葛城市にはこのような事業者がありますよということをご紹介はさせていただいているのですけれども、基本は本当に、利用者が選んでいただくところになりますので、そのように進めさせていただいております。

お願いいたします。

川村委員長 西井委員。

西井委員 確かに答弁されるとおり、結局利用者が選ぶというのは基本的にあると思うけれど、やはり業者の中で市内業者をどうして成長させるかということも、これは基本的には政治としてやはり考えてもらわないと。しゃないですねという、極端に言ったら今の答弁は、しゃないですねというふうな答弁に聞こえるわけやねん。そこまで言うてないけど、間接的に。だから、しゃないではなくて、やはりそれが市民のためになる、健全な非常にサービスの競争に打ち勝てるような施設をやはり葛城市も作っていかなければ、最終的には市民がやはり恩恵を受けるのに非常に遠いところに行かねばならないとか、そういうふうなことになるから。ちょっとその辺、もっと制度上難しいところは確かにあるねんな。利用者が選択できるんだと。その中でやはり成長を促進するような方法を、法には逸脱しない方法で考えてもらうことが、やはり介護サービスを受けるのを近づいている方も安心できる施設にしてもらいたいと思っておりますので、どうかいろいろ検討して真剣にその辺考えてもらいたいと思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 単純な質問になるかもわからないんですけれども、ちょっとお願いします。詳しい資料をいただきまして、ありがとうございます。分かりやすかったです。条例だけ見ていると、なかなか分かりにくいし、介護はなかなかサービスの中身が分かりにくいので、ありがとうございます。

それで、こちらの今日いただいた資料に基づいて、ちょっと質問します。4つのサービスについて、それぞれ改正されるわけですけど、その4つのサービス、共通として挙げられている感染症対策とか、ハラスメント対策とか、高齢者虐待防止とか、こちらのほうは、私、なるほどそういうことがあるから、こういう手だてを打ちはんねんということは分かるの

ですが、今審査しています議第16号は、右のほうにあります質の高いケアマネジメントの推進。具体的には3ページに詳しく書いてあります。それから、2番目の生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証。これも書いてあるんですが、具体的にどういう問題が現実にあるから、こういうことをやるんですよと。目的ですよ。改正の目的になると思うんですが、現実はどういう問題があって、どうしようとしているのか。そこはちょっと分かりにくいので、専門的なことだと思いますので、そこをちょっとお聞きしたいんです。

それからもう一つは管理者要件です。これが基準を猶予するというので、令和9年までですか。管理者要件として主任介護支援専門員であるということの、これを猶予しますと。更に猶予しますということだと思うんですが、これ市が県から権限移譲受けてということになりますから、これはほっておいたらまた猶予となるのだろうと思うんです。今人材不足とか、結局取っていただくしかないと思うので、ここら辺の市の取組については、何らかのことをやはりしっかりと、主任介護支援専門員がない場合はその中でいろいろと勉強してもらってなってもらえとか、何かこうやらないと、これいつまでたっても何か増えないような気がするんですが。ここら辺は取りあえず制度としてつくるということで、猶予になってしまうから、もうほったらかしになるのをおそれているので、ここら辺の取組のことが何かありましたら、ちょっとお聞きします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。よろしくをお願いします。

まず、1つ目の質の高いケアマネジメントの推進ということでありまして。書かせていただいているように、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点ということにおきまして、ケアマネジャーが1つの事業所に偏るとか、特化したとかいうところで、利用者とのニーズのもしそごがあったり、違いがあったりするところにおいては、やっぱり無理が出てくるということにおいて、皆さんに公表して、ケアマネ業が中立性に立って、それぞれのケアプランを立てられているかということを検証するためがあるかと思えます。

続きまして、生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証ということですが、こちらは給付適正化の観点におきまして、利用者区分のまず支給限度額というのが決まっているんですけども、そちらが基本高いとか、ぎりぎりであったり、高い利用者、またはその中で訪問介護、おうちにヘルプに入る回数が高いう頻度の占めるケアプランにつきましては、やはり利用者の自立支援であったり、重度化予防の観点から本当にそのおうちに入って、ヘルパーを利用することが適正かどうかということを検証する必要があるということから、市のほうからはケアプランの点検をすることができるようになるというものでございます。

あと管理者要件の猶予期間の延長ですけども、こちらのほうは本当に先ほど言っていたように、人材不足の中で介護事業者につきましても、人材確保が大変であるということとは聞いております。今の主任ケアマネジャーでない事業者につきましてももちろん適正なケアプランを立てていただいております。それをもちろん葛城市といたしましても、ケアプランチェックということができる範囲の中で行っておりますので、利用者にとって不利なこ

とがないようには努めてっております。

あと、今後主任ケアマネジャーを取っていただくための方策ということなんですけれども、こちらのほうとしては、もう情報提供をさせていただくことと、声をかけさせていただくことというところにおいての今は動きしかできていないんですけれども、さらに事業者につきましても、毎回届出もありますので、その都度見ていながら声かけはしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。①質の高いケアマネジメントの推進というのが、もうひとつちょっとよく分かりにくかったんですけど、置いておきます。

2つ目、ヘルパーの問題なんです。先ほどおっしゃったように、支給上限額が決まっていますから、利用する上限額が決まっているわけなんですけれども、その中で先ほどおっしゃいましたように、ヘルパーがご自宅に訪問して、非常に体が動きにくい方に対して家事を支援したりとかされています。掃除とか、洗濯とか、あとお買物とかもあると思いますが、それで何とか暮らしてはる方も結構おられるんです。それでヘルパーの要は利用が、要は自立支援ということでかえって抑えられるとなると、自立もしていないのにヘルパーの利用が制限されるとなれば、本当に生活が立ち行かないというふうなことになろうかと思うんです。その点については、点検できるようになるということですから、あまり機械的になられると自立していないのにヘルパーの分が削減されるとなると、本当立ちどころに困るので、この点についてはちょっと私は慎重に今後見ていく必要があるのかなと。ここのところは基本的に不正受給とかいろいろ、いろんな問題があっという問題が出てくるのだろうと想定されるんですけれども、現実の利用者のほうにとってはそういう問題が起きるということをちょっと指摘しておきたいと思えます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次に、議第17号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ただいま議題となりました議第17号、葛城市指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

先ほどと同様に、資料の①をごらんください。ここの右の下のところに、議第17号を示させていただきます。予防給付を行うサービス、先ほどは介護サービスで介護給付を行うサービスでございましたが、次は予防給付を行うサービスで、市町村が指定・監督を行うサービスで、その中でケアマネジャーの部分という形になります。

この条例が適用されるのは、介護予防支援事業所で要支援1及び2の方を対象として、ケアプランを作成する介護支援専門員が在籍している介護予防支援事業所となります。葛城市地域包括支援センターの1事業所のみが対象となります。

では、新旧対照表を基にご説明申し上げます。先ほどご説明しました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例とほぼ同様の改正でございます。条例の基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、この条例につきましても改正部分が多数となりますので、主要な改正のみについてご説明申し上げます。

では10ページをごらんいただきたいと思います。

第19条の2につきましては、業務継続計画の策定として、感染症や非常災害の発生時においても業務を継続するため、業務継続計画を策定し、これにより必要な研修、訓練を定期的に行う実施しなければならないとするものでございます。また、この第19条の2については、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則にも定めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第21条の2につきましては、感染症予防の措置として、感染症予防対策委員会を半年に1回以上開催し、指針を整備し、感染症予防の研修、訓練を定期的に行う実施しなければならないとするものでございます。この第21条の2につきましては、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則に定めるものでございます。また、第21条の2第1項につきましては、委員会などの会議を従来の対面に加えて、ICTの活用、テレビ電話等を使用することを可能とするよう改正されたものでございます。

14ページをお願いいたします。

第27条の2につきましては、高齢者虐待防止の推進として、虐待防止の対策委員会を定期

的に開催し、指針を整備し、虐待防止の対策の研修を定期的実施しなければならないとするものでございます。また、この第27条の2につきましても、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則にも定めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

第34条第1項につきましては、利用者への同意、署名、押印の見直しとして、ケアプランや重要事項説明等に係る利用者への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的な対応を原則認めるとするもので、来年以降につきましては、介護予防支援事業所における文書、諸記録の保存、交付等について電磁的な対応を認めることとするものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 先ほどは要介護支援についてのことで、今回、要支援1、2の方の対応ということだと思いますけれども、1か所、地域包括支援センター、当麻のほうで設置していただいていますけれども、この専門職、主任ケアマネジャーとあと他の介護職が実際そこで業務をしていたらいると思うんですけれども、その状況をお聞かせいただきたいのと。

先ほどもあったんですけれども、新たに業務継続計画の策定ということで、先ほどの居宅介護支援の業務をやられているところと、こっちの介護予防の支援をやられている当麻の地域包括支援センター、今回、業務計画をつくるということなんですけれども、この策定においては、これから多分計画立てられると思うんですけれども、今後やはり非常に大事な部分だと思います。きっとほかの部署とも連携を取って、つくっていただけるのかなと思いますけれども、策定期間とかは、まだ分かりませんか。

以上2点お願いいたします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。お願いいたします。

まず、先ほどの葛城市の地域包括支援センターにおける専門職の配置の状況ですけれども、地域包括支援センターの設置条例におきましては、主任介護支援専門員が2名、保健師が2名、社会福祉士が2名ということは位置づけられております。現在、葛城市におきまして地域包括支援センターでは、職員と会計年度任用職員を含めまして、主任介護支援専門員が2名と保健師が2名、社会福祉士が、1人が育児休業でお休みさせてもらっているんですけれども、一旦3名ということで、今年になりまして何とか基準による配置をさせていただいたところでございます。来年度も引き続き、人事にも要望しながら、同じように配置が継続できますように図ってまいりたいと思います。

あともう一つですけど、業務継続の策定におきましては、まだちょっと、先ほども申し上げましたように具体的なガイドラインの策定の方法とかというのが、まだQ&Aがもうすぐ

出てくるかと思うんですけども、それに沿いまして葛城市の包括も策定をする必要が出てきます。まだちょっと策定期間については未定となります。なるべく早いうちに策定をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

川村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。これからと思いますが、非常に大事な事業でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それと、今配置、全て配置されているということで、会計年度任用職員の方もおられるということなんですけれども、今言っている社会福祉士と保健師、主任ケアマネジャーの会計年度任用職員と正職員とのちょっと割合を教えていただけたら。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

基本は会計年度任用職員といいましても、令和2年度から会計年度任用職員という任用が始まりましたけれども、職員と同じように、今までもですけれども、もちろん今年についても同じように業務には就いていただいております。会計年度任用職員につきましては、主任ケアマネジャーについては2名、社会福祉士については1名を配置させていただいております。保健師につきましては、今年度の配置といたしましては、正職員で2名お願いできていたところであります。

よろしく申し上げます。

川村委員長 内野委員。

内野委員 今、主任ケアマネジャーが非常に必要になってくる中の条例改正になっていると思うんですけども、その中で、会計年度任用職員というのは時間が決まって、職員とは違って早くお帰りになるのかなという部分があるので、できればこの主任ケアマネジャーに正職の方を配置していただきたいなとそのように、もう幾重にも厚くやっぱり今後介護の分野で手厚くして行こうと思ったら、やっぱり正職員が必要ではないかなとそのように思いますので、その辺のこともご検討よろしく願いいたします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっとこれも単純な質問なんですけど、先ほど議第16号で、今、議第17号になっているんですけど、この今日配っていただいた説明書の中には、議第17号についても、議第16号と同じように、質の高いケアマネジメントの推進とか生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプランの検証とか、管理者要件の猶予の延長ということが、議第17号でも同等にあるというふうな書き方になっているのですけれども、ちょっと私、それぞれ条文を見て、どこにその条文が当たっているのか、ちょっとよく分からないんです。

議第16号のほうはしっかりとそれぞれ3つの条文、分かるんですけども、議第17号の赤字のほうではちょっとよく分からないので、ちょっとこのことについてお願いします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井です。

申し訳ございません。ご指摘のとおり、この細かい説明の3ページの分につきましては、議第16号のほうのケアマネ事業所の内容でありまして、議第17号につきましては、もう全サービス共通のところになっておりましたので、主任ケアマネジャーの設置が云々というところにつきましても、申し訳ございません。地域包括支援センターの設置基準には、地域包括支援センターでは介護予防支援事業所、居宅支援事業所の設置基準にはございません。申し訳ございません。ちょっとこの細かい明細のところ議第17号と書いてしまいましたのは、確かに条文にはございません。お願いいたします。

谷原委員 今日配っていただいた1ページ目と3ページ目のところ、議第16号、議第17号、共通のよう書いてあるけど、この説明のほうが間違っているということですね。条例の今回出ている分のほうが正しいということで、分かりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第18号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ただいま議題となりました議第18号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

先ほどと同様に資料①をごらんください。資料①の今回ご説明させていただきますのは、

上の段の介護給付を行うサービスの中の市町村が指定・監督を行うサービスの枠、右の上になりますが、その中の地域密着型介護サービスを定めるものでございます。地域密着型サービスを利用するのは、要介護1から5の方を対象とした9事業のサービスについて定めております。

この条例は、平成24年に地方分権一括法において市町村に権限移譲されたもので、原則市内の利用者が利用することから、市独自の基準も可能であるものの、市町村間で協議し、他市町村施設を利用したり、市内施設を他市の利用者が利用する相互乗り入れを行うことで利用者が利用しやすくしている関係上、独自基準を設けずに周辺市と同様に国の基準省令に合わせて改正するものです。

この条例に定める地域密着型サービスは、第2章から第9章まで記載がございます。9事業の基準について定めるものですが、市内で指定している事業は第3章の2に記載がございます地域密着型通所介護事業所が8事業者、第4章の認知症対応型通所介護と第6章の認知症対応型共同生活介護が各2事業者となります。

また、市町村間で協議して、葛城市の被保険者が市外にある地域密着型サービスを利用する場合におきましても、所在地の条例ではなく、この条例が適用されます。

では、先ほどと同様に新旧対照表を基にご説明申し上げます。

この条例につきましても、条例の基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、改正部分が多数となりますので、主要な改正についてご説明申し上げます。また、先ほどと重複しているところにつきましては、重複内容をお伝えさせていただきたいと思っております。

それでは、30ページをお願いいたします。

第40条の2につきまして、先ほどと同様、高齢者虐待防止の推進について定めているところでございます。説明は省略させていただきます。

次に行かせていただきまして、52ページ。

第59条の13第3項につきましては、認知症介護基礎研修の事項について、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての方の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものでございます。

この第59条の13第3項につきましても、令和3年1月25日に公布された介護保険施行規則の改正により、令和6年3月31日までは経過措置として実施に努めなければならないとして、附則に定めるものでございます。

53ページをお願いいたします。

第59条の15第2項につきましては、地域と連携した災害への対応の強化として、非常災害対策の訓練の実施に当たっては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとするものでございます。

次に、第59条の16第2項につきましては、先ほどと同様、感染症予防の措置となります。説明は省略させていただきます。

次に、第59条の17につきましても、会議におけるICTの活用ということで、共通事項となっております。

次に、98ページをお願いいたします。

第110条第1項につきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームの夜勤職員体制の緩和として、現行は1共同生活住居につき1人以上とされているところ、施設が3共同生活住居の場合であって、各共同生活住居が同一階に隣接し、職員が円滑に利用者の現状把握を行い、速やかな対応が可能で、訓練の実施、マニュアルの策定等の安全対策を取っていることを要件に、例外的に2人以上に緩和できるものでございます。

101ページをお願いいたします。

第111条第2項につきましては、認知症グループホームにおいて、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進する観点から、サテライト型事業所の基準を創設するもので、その管理者は本体事業所との管理者を兼ねることを可能とするものでございます。

次に、第113条第1項につきましては、現在認知症グループホームは事業所ごとにつき原則1または2共同生活住居としており、地域の実情により効率的な運営が認められる場合は、3共同生活住居にすることができるとされておりますが、改正後は、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化し、1から3共同生活住居とするものでございます。

106ページをお願いいたします。

第117条第8項におきましては、認知症グループホームの第三者による外部評価については、現在は自らその提供するサービスの質の評価について自己評価を行い、その後、第三者による外部評価を受けて公表することとされておりますが、改正後は、これに加えて外部評価を受ける以外にも、運営推進会議に報告し、その会議での評価を受けて公表する仕組みを制度的に可能とするものでございます。

173ページをお願いいたします。

第203条第1項につきましては、共通事項としまして、サービスの利用者への同意、署名押印についてでございます。この件につきましては、省略させていただきたいと思っております。

なお、これらの条例につきましては、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

川村委員長 ただいま説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、重複しないということで説明いただきましたけれども、私が今回の改正で懸念していますのは、規制、要は基準の緩和が結構あったと思います。1つは、夜勤。例えば、認知症の中で預かっていたいただいているところの夜勤。それからあとオペレーターに関するところ。実際に、現在の状況はどうなっているのか。2事業者とかというふうにありましたから、こちら辺で実態としてどうなのかということをお聞きしたいんです。なかなか介護事業者の人材が大変苦しいところがあって、あまり一律的にできないというふうなことがあつ

て、こういうことなのかもわかりませんが、現状としてどうなのかということ質問しておきます。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。よろしくお願いします。

まず、現在のグループホームの現状ですけれども、市内に2か所のグループホームがございます。1か所は1ユニット1住居でございまして、もう1か所は2ユニット、2つユニットを事業展開していただいております。もちろん今の基準に沿いまして、職員の配置の基準を進めていただいております。

よろしくお願いします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 今の基準で、安全性の確保ということがあろうかと思えます。したがって今の基準を維持できなくなると、当然そこが緩んで、ちょっと基準が緩和されるということになりますから、新規の事業者等とはもかく、これで十分見ることができると判断で、国のほうはそうされたのかもわかりませんが、この点についてはちょっと懸念を表明しておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第19号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ただいま議題となりました、議第19号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申

し上げます。

先ほどと同様に、資料①の右下の段をごらんください。地域密着型介護予防サービスの条例となります。この条例が適用されますのは、ここにあります地域密着型介護予防サービスで、地域密着型介護予防サービスを利用する要支援1及び2の方を対象とした3事業のサービスについて定めるものです。この条例につきましても、先ほどの要介護を対象としたサービス同様に、原則市内の利用者が利用することから、市独自の基準も可能であるものの、市町村間で協議し、他市町村施設を利用したり、市内施設を他市の利用者が利用する相互乗り入れを行うことで、利用者が利用しやすくしている関係上、独自基準は設けずに、周辺市と同様に国の基準省令に合わせて改正するものです。

この条例に定める地域密着型介護予防サービスは、第2章から第4章まで記載がございます。3事業の基準について定めるものでございますが、市内で指定している事業は、第2章の介護予防認知症対応型通所介護と第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護の各2事業者となります。また、この条例につきましても、市町村間で協議して、葛城市の被保険者が市外にある地域密着型介護予防サービスを利用する場合におきましても、所在地の条例ではなく、この条例が適用されます。

では、先ほどと同様に、新旧対照表を基にご説明申し上げます。

先ほどご説明しました葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例とほぼ同様の改正でございます。これにつきましても条例の基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、これも改正部分が多数となりますので、主要な改正部分のみご説明させていただきます。

それでは、20ページをお願いいたします。

第28条第3項につきまして、認知症介護基礎研修の事項についてでございます。先ほどの条例と同じでございます。

21ページをお願いいたします。

第30条第2項につきましては、地域と連携した災害への対応の強化となります。これも先ほどと同様に改正ということになります。

続きまして22ページをお願いいたします。

第31条第2項につきましては、感染症予防の措置となっており、これにつきましても、先ほどと同様に改正ということになります。

続きまして25ページをお願いいたします。

第37条の2につきまして、高齢者虐待防止の推進となっており、この部分につきましても、先ほどと同様の改正となります。

続きまして、第39条第1項につきまして、これにつきましても、会議におけるICTの活用となっており、先ほどの改正と同じになります。

同様のものが多く続きますが、51ページをお願いいたします。

ここからは先ほどの議第18号と同様に、第71条第1項それと第72条第2項そして第74条につきまして、先ほどの条例と同じ部分を改正しておりますので、省略させていただきます。

62ページをお願いいたします。

第87条第2項におきまして介護予防認知症グループの第三者による外部評価について、現在は自らその提供するサービスの質の評価について自己評価を行い、その後、第三者による外部評価を受けて公表するとされておりますが、これにつきましても、先ほどと同様となっております。

それと65ページにつきましてでございます。

第91条第1項につきましても、同意、署名、押印の見直しということで、これは全体的、4条例と共通の事項でございます。

なお、この条例につきましては、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、それでは質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議第8号に移らせていただきます。

それでは次に、議第8号、葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第8号、葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについて、ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案書の10ページをお願いします。

犯罪被害者等基本法が平成16年に制定され、翌平成17年、この基本法に基づく基本計画が策定されました。以降、基本計画もこの3月末で第3次の計画が終了することから、本年4月より5か年の第4次の計画が策定されることとなっております。そして、奈良県におきま

しても、平成28年4月から犯罪被害者等支援条例が施行されております。このような中、葛城市におきましても、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進していくため、施策の基本事項を定める条例を制定するものでございます。

11ページをお願いします。

第1条では、目的として、犯罪被害者等基本法に基づき本市における犯罪被害者等の支援のための施策の基本事項を定め、その施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することと規定しています。

次の第2条では、本条例中の用語の定義を規定。

そして、第3条は、犯罪被害者等の支援を行う3つの基本理念を規定しています。

第4条は、市の責務として、支援に関する施策を総合的に推進する。そして、施策を実施するに当たっては、関係機関等との相互連携を図るものとする規定。

第5条では、市民等の責務として、市民等は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう、十分配慮するとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする旨、規定しています。

次のページ、12ページです。

第6条は、相談及び情報の提供等について規定しております。第2項では、この支援を総合的に行うための窓口を設置すると規定いたしまして、この窓口は人権政策課でございます。

続く第7条は、見舞金の支給についての規定で、第2項の支給に関し、必要な事項は市長が別に定めるとし、この支給に関し必要な事項は本条例と同時に条例施行規則を定め、規定させていただくこととなっております。

次の第8条は、公営住宅への優先的配慮を求めるなどを想定する居住の安定について。

そして第9条、広報及び啓発、第10条はなら犯罪被害者支援センターなど、民間支援団体への支援についての規定、最後の第11条は規則への委任規定でございます。

附則でございますが、施行期日として令和3年4月1日から施行、適用として第7条第1項の規定、見舞金の支給については、令和3年4月1日以後に発生した犯罪等被害について適用するというものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 結構な条例だと私は思っているのですがけれども、ちょっと条例の条文について、基本的なことをお聞きしたいのですが、語尾が「ものとする」と。「推進するものとする」とか、「ものとする」ということになっているんです。例えば、第7条でも「見舞金を支給するものとする」と、「支給する」ではなくて、「ものとする」となっているのです。語尾が「ねばならない」というのもあるし、「する」というのもあるし、「ものとする」というのもあるし、「できる」というのもありますけれども、ここら辺の「ものとする」というのが非常にちよ

っと多くて、このニュアンスがどんなものなのかということをお聞きしたいんです。見舞金でも支給するとなれば支給されるんでしょうけれども、この「ものとする」という表現、このことについてお伺いします。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願ひいたします。

犯罪被害者等基本法の中にそのようになっておりますので、それに合わせた形でさせていただきます。

よろしくお願ひします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 国に準じてということなんですけれども、具体的には第7条でも結構ですけれども、必ず支給されるのかどうか。「支給するものとする」ですから、条件等もあって、いろいろあるのかという。その幅があるのかという。するとなったら必ずするわけですけども。「ものとする」ということ。

川村委員長 答弁いただきます。

芦高補佐。

芦高人権政策課長補佐 人権政策課、芦高でございます。

第7条につきまして、この「見舞金を支給するものとする」というふうな語尾でございますが、これにつきましては、規則の定める条件に従いまして必ず支給するというふうなことで、支給するという言い回しで捉えていただいたら結構かと思ひます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 規則に定めて、それによって、必ずしもこの金額とはならない。条件があれば必ずこの金額になる。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願ひいたします。

金額と申しますのは、30万円と10万円というのが決まっております。条件さえ合えば、これにちゃんと支給できるものと申します。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 2点、お伺ひいたします。先ほどもご説明いただきましたように、犯罪被害者等基本法、平成16年制定のものに基づいてということでありまして。まず、民間支援団体についてということで、第2条で説明がありまして、それから、第10条で、先ほどなら犯罪被害者支援センターを例に挙げられまして、必要な支援を行うというふうに第10条で書いておりますけれども、具体的に想定される支援というのはどういうものなのかということをお伺ひしたいのが1点と。

それから、先ほど申しましたように国の法令に準拠しているということですので、例えば、

御所市、大和高田市なんかとも同じ条例、今度制定されるとなれば同じ条例になるのではないかなと思うのですが、例えば、既に制定されている近隣の市であれば、橿原市などとは同じ文言であるのですが、同じく近隣の香芝市、こちらは別途、第8条というものを設けていまして、「市は、犯罪行為等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、一時預かり保育等に要する費用の助成その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。」というのが、香芝市のほうにはございます。

これは各自治体において、差異がないというのが基本、この条例の趣旨からすればそうなのかなと思うんですけども、これは葛城市においては、その辺りはこういう支援については、どのようなことをお考えなのか、それちょっと2点、お伺いいたします。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願ひいたします。

第1点目のなら犯罪被害者支援センターでございますが、これは、犯罪被害者給付金支給法に基づき奈良県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した唯一の団体でございます。中身といたしましては、犯罪被害者への支援として電話相談、面接相談、法律相談、カウンセリング、また、病院や裁判所への付添いとかをされております。相談員の育成もされているということで、様々な講演会等による啓発活動もなされております。

以上です。

香芝市の件なんですけど、この条例につきまして、一応大和高田市と御所市、高田署管内が同じような差異のないような条例としてさせていただいております。香芝市のほうは、香芝署の管内全部同じような形で取られておりますので、うちとしたら大和高田市と御所市と3市合わせさせていただきました。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村始副委員長 ありがとうございます。まず、なら犯罪被害者支援センターについては、従来から電話相談とか、面接相談とか、されているところですので、それに対する行政としても支援をしていくということです。

それから条文については、一応高田署の中で統一をしたと。そろえたということですので、ですので、いわゆる市としては、この一時預かり保育等に要する支援というのは対象外というふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。

今、委員おっしゃっていただいたとおりでございます。お願いします。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと、簡単に。これ人権政策課で受けられるということなんです。これ市民の皆さんに周知またすると思うんですけども、第7条の遺族見舞金、傷害見舞金とあるんですけども、

これもうちよっとかみ砕いて、僕がこれ聞かれたときにどういう対象なのかという条件が、これでは何か僕には、ごめんなさい、勉強不足なのか分からないですけど、ちょっと理解できないので、かみ砕いた言い方がどれが当てはまるのか教えていただきたいです。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願いします。

ただいまお尋ねの件なのですが、見舞金の支給対象は市規則で規定しておりまして、遺族見舞金に関しましては、犯罪行為により死亡した犯罪被害者、犯罪行為が行われていたときに市内に住所があった方で、その方の遺族、遺族の方々につきましては葛城市の方でない可能性もございますので、その方々が対象となります。

傷害見舞金につきましては、犯罪行為により重傷病、期間が1か月以上であると医師により判断されたもの、診断書が出る方です。その方が犯罪行為を受けたとき、市内に住所を持っておられる方ということになっております。ここで言う犯罪行為なのですが、犯罪といいましたら、全てもっと大きな意味のものがあるのですが、この犯罪行為というのは規定されておりまして「日本国内で行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為」ということで規定しております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。1か月以上の重症を負った傷害を受けた方が対象ということで。

これ例えば、ストーカーとかやったら、心の傷害を受けると言いますか、そういうのは対象にならないんですね。体的なことだけなんですかね、これは。ストーカーとかという被害も結構ニュース等で見るんですけども、そういうところは対象ではないということなんですかね。そこを聞いたかったんです。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。

ただいま申したとおり、ここに犯罪行為という形で規定しておりますので、人の生命または身体を害する罪に当たる行為でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 それもまた踏まえて、また研究等していただいたら助かります。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 今、皆さん聞いていただいた内容、ほとんど私聞きたかったところなんですけども、1つだけ。住居の安定というところで、この住居の安定、どのようなケースが対象になるのかというところと。先ほど、この相談窓口は人権政策課ということで、いろいろ人権政策課もフェミニストカウンセリング等々やっていただく中で、やっぱりこういうふうなつながっていくのかなという中で、窓口を人権政策課にしたときに、プライバシーが守られていくのかなというふうなところで、その辺の態勢も整えていただけたらなと思うことと。

あとやはり市民にやっぱり理解を深めていただくのに、広報等にも努めていただきたいな

と思います。先ほども広報等いろいろ努めるというふうに書いてあるのですが、奈良県としては、独自のパンフレットも作っていただいているのですが、葛城市においても、分かりやすい、手に取ってちょっと読んでみようって、悩んでいる人がやっぱりそこにちょっと相談してみようというような、見て、ちょっと気持ちが前へ相談してみようというような感じの、そういうふうな気持ちが湧いてくるようなパンフレットも作成願えたらありがたいなと思います。

以上、よろしくをお願いします。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。

先に1点目なのですが、居住の安定についてということですが、各市町村は市営住宅を持っておられますので、そのことについて、平成17年に国土交通省住宅局長通知で、優先入居の取扱いを行うことが可能とされているという形の文書は来ております。しかしながら、市営住宅はやっぱり限られてもおりますので、県もこの条例を持っております。だから県営住宅も含めて、個別のケースに応じて、情報の提供や連絡調整などを行い、居住の安定の手だてを講じていきたいと考えております。

あと2点目の窓口人権政策課ということですが、県のほうも全て人権のほうで犯罪被害者の窓口を持っておりまして、ほかの市町村におきましても、人権政策課という人権担当の課が持っておるということでございます。

リーフレット等のことも言っていたておりましたが、こちらのほうで一応、支援にかかる情報提供をするとともに、2次被害ということでございますので、その防止を地域の課題として受け止めて、人権についての教育や支援についての啓発を行っていく必要がございますので、リーフレットを作成したり、市広報やホームページでの啓発、講演会の開催などを実施しようと思っております。

リーフレットにつきましては、香芝市をはじめ様々な市町村のリーフレットを参考にさせていただきまして、もうあとは印刷のみという形まで作っておりますので、またそれは出来次第市民の皆様にお配りさせていただければと考えております。

以上です。

川村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。1点目は市営住宅ということだったので、市営住宅がやっぱりなかなか空きがないというところで、県のほうとも連携をとって県営住宅もオーケーということで理解いたしました。

2点目は、電話の相談とか、来られたときの、やっぱりその何というかな、プライバシーが守られるような場所を確保していただけるのかなというところの部分なんですけど。例えばちょっとつい立てするとか、入っていただいて、やっぱりそういうようなところもちょっとご配慮いただきたいなと思います。

パンフレットにつきましては、今、いろいろと作りかけているということで、ありがとうございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 この犯罪被害者、これ、加害者も含めて、こういう犯罪行為があったという事実は恐らく人権政策課にリアルタイムに入ってこないと思うんです。この流れから行くと、被害に遭われた方が自ら人権政策課にお問合せ、相談に行つて初めて、人権政策課としては、この条例に基づいて、いろんな対策を講じていただくと。こういう流れになるというふうに私、推測するんですけども、この条例を制定することによって、いやいや警察のほうからリアルタイムな加害者、被害者含めて事件の情報が届くようになっているとか、そういうふうなことがあるんですかね。ちょっとそこをまず、お聞かせください。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願ひいたします。

今委員おっしゃっておられることですが、この条例ができましたら、警察署と協定を結びます。その中で、今まで該当する方々が高田署管内にはおいでにならないということでしたので、他市の状態も聞かせていただきましたら、犯罪被害者の方は役所に来られるよりも先にやっぱり警察とか、被害届ももちろん出しに行かれますし、また、支援センターのほうで相談される方がほとんどでございまして、警察に被害届を出されて、見舞金に該当すると分かれば、警察から市役所のほうに連絡がいただけることになっております。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 そうなんです。要するに、大きな事故、事件があつても、市には情報が入っていないんです。警察がいろいろと個人情報の問題も含めて市にも連絡しないというのが、今まで、今日までの私は実態だと思うんです。

ほかのことで私もいろいろとちょっとご相談あつて聞きに行つても、警察はかたくなに情報は出せないというふうなこともおっしゃられていたので、これってこんな大きな問題が発生しているのに、市としては情報を把握できていないんやなというのをちょっと心配しているんですけども、現在も、そういうふうな情報は市には届かないという仕組みは、今後も同じことであつて、警察の判断でこれに該当する情報については届いてくると。こういう仕分けになっているというふうに理解していいんですか。人権政策課とは別の世界の話も含めて。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしくお願ひします。

今おっしゃっていただいている部分については、ちょっと分からないですが、この見舞金のことはうちで連絡があるということで、よろしくお願ひします。

川村委員長 増田委員。

増田委員 そういうことです。人権政策課にそのことを聞いても、このことに関しての範囲でしか。

流れとしては、本人から窓口行くという方法もあるけども、警察にご相談をなされて、警察からこういう問合せがあつたので、この条例に基づいて見舞金等の支給をお願いしますって

こういう流れになるということですよ。今の説明では。

私がちょっと心配しているのは、そういう流れになっているので、市内で重大な犯罪行為であったり、新聞は、新聞には載るのですが、新聞の実態もなかなか市当局には、重大な事故、犯罪があっても届いていないというのが実態なので、それがいいのか悪いのか。もう少しいろんな情報を提供していただいて、警察と再発防止も含めて、これはもう、市長、副市長のレベルの話なので。

ちょっとほかのことでいろいろ聞くと、警察が地元の自治会等に、いろんな犯罪予防に対して担当者が区長のところにご相談に行かれています。それは、市が、生活安全課が「いや、そんなに行ったの知りません」とこういうふうなこともあったんですよ。自治会長から私に「こういうことを警察からあったけど、うちの主人も区長やっていたけど、亡くなったので、これどこへ振ったらいいんですか。」とこういうふうな問合せだったので、それで初めて警察が自治会に対して、犯罪防止のためのいろんな活動をされているということを知ったんですけれども、市、生活安全課は、「いや、そういうことをやられているのは、うちは承知していません」と、こういうことで、頭超えてということではないですけども。警察と市とは連携あまり取れていないのやなど。これも役割分担の中で市の手を超えた仕事内容なので、そうであるのかどうか分かりませんが、その辺の連携をもう少し取っていただいたらどうか。生活安全課と警察等の連携をもう少し十分取っていただくことも必要になるのかなというふうに感じましたので、質問をさせていただきました。

もう3回目ですので、ご回答あったらいただきたいんですけども。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まずは、プライバシー保護というのが第一ではございますが、必要に応じて警察とも協議はさせていただきたいと思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点。第5条です。市民等の責務ということ。今、増田委員からのお話があったプライバシーの問題に関わると思うんですが、ここには「市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。」と。「ものとする」とあるので、ちょっと私もこのニュアンスは気にはなっているんですが。

つまり、これ市民の責務として、こう求める条例なんです。では、市の施策とありますけれども、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策ということなんですが、これは具体的にはなくて、第6条に、相談及び情報の提供等、市は、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするために、相談に応じ、必要な助言あるいは情報の提供、関係機関との連絡調整を行うものとなっているんです。

そうすると、これはどういうことを想定されているのか。市が実施する犯罪被害者等の支援のための実施。市民はどこまで、これは協力を求められるか。例えば、被害者の方のお名前を知ることになったりする場合も出てきますよね。当然、支援ということであれば、近隣

の。そのことがどうかということもあるし、その被害者が望んでおられることか、そうでないことともありますし、そこら辺のところ。これだけ見ると市民は協力せなあかんということですが、実際に具体的な場面になると、非常に戸惑うことが出てくるのではないかと思います。このことについて、1つお伺いします。

それからもう一つは、犯罪被害者の定義と言ったらおかしいですけども、パンフレットを出されるときに、犯罪被害者だったらどなたでも窓口で相談していただいて支援されるものなのか。犯罪被害ということについて、心身というふうに定義でありますので、心身に有害な影響を及ぼす行為ということで。どの程度のことまで市民にお伝えし、窓口で受け取るか、そういうことを相談受けたり、支援していくことになるのか、この犯罪被害者の範囲、こういうのをどう想定されているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

川村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課、水島です。よろしくお願いたします。

まず1点目なんですが、犯罪被害者などの方が再び平穏な生活を営むことができるようになるには、行政での取組のみではちょっと無理だと思うんです。そこで地域の方々の温かい理解と支えが必要ですので、犯罪被害者等がいわれのない2次被害に遭わないよう、犯罪被害者などが置かれた苦境を市民が理解し、支援に協力していく必要があるということで、市民の責務という形にさせていただいております。

犯罪被害の定義なんです……。

川村委員長 芦高補佐。

芦高人権政策課長補佐 人権政策課、芦高でございます。

1点目のご質問の補足なんですけれども、この条例において、犯罪被害者支援ということで規定しておりますところは、直接的な犯罪被害者への支援というふうなことで、2つ目としては、啓発というふうなことでございます。市民等というふうな定義しておるところでございます。市民等につきまして、2次被害を防ぎ、地域や職場で温かく理解してもらうというふうな啓発ということでの努力義務ということで、規定させていただいております。

2次被害といいますものは、直接的な被害だけでなしに、それに起因する心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷など、インターネット上での誹謗やマスコミの集団過熱取材、あるいは事業所というふうなことも、この市民等の範囲、定義に含まれておるところなんですけれども、犯罪被害に遭われた方が様々な手続に時間を要して仕事を休む必要がある場合に、その理解が得られないようなことがあってはあきませんので、その辺の啓発というふうなことでの責務でございます。

続きまして、見舞金についての対象としまして、犯罪行為の説明というふうなことで、「人の生命または身体を害する罪に当たる行為」というふうなことをご説明申し上げましたが、この条例で規定するところの犯罪等といいますものは、犯罪全般を表しています。まず、犯罪とは、「刑法その他刑罰法規の規定により刑罰を科される行為」を言ひまして、「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、ストーカー行為に当たらないが警告の対象に

なるような付きまといとか、そういうふうなところが対象とされていて、犯罪全般について、第6条で規定しますような相談や情報の提供といった支援であるとか、市役所の関係の課がありましたら、その手続の補助を行うであるとか、先ほど総合的な窓口、人権政策課と申しましたが、犯罪被害に遭われた方はやっぱり支援につながるというふうなところ、なかなか、そういう意欲すらも失われているようなところがございますので、その方々に努力してもらって動いてもらうのではなしに、私どもの窓口のところにプライバシーを配慮したような環境の相談室のところに、関係課へ来てもらって支援につなげていく。

そういうふうなところで、犯罪全般について必要な支援につなげられるように考えておるところでございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。見舞金とかについては、かなり被害者としても重篤な被害を受けるといふような形ですけども、ストーカー行為も含めて犯罪被害者については、窓口で対応していただけるということですので、ありがとうございます。

それで、市民の責務ということも、啓発ということで、その中で温かく見守るといふようなことだということで理解させていただきました。私としては、ちょっと市が何か具体的な実施する犯罪被害者等への支援の施策に対して、例えば民生委員とか、自治会役員とかそういうレベルまで何か求められるようなことだといふふうに考えたものですから。そうではなくて、専ら啓発を中心として市民の方々にそういう意識でもって見守っていただくということで、分かりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時30分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第9号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

ただいま議題となりました議第9号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の13ページ、14ページでございます。

市民窓口課窓口におきましての印鑑登録証明書の交付には、現在、印鑑登録証が必須となっております。しかし、葛城市民皆様は全国のコンビニでマイナンバーカードだけで取得することができるようになっております。コンビニではマイナンバーカードのみで交付申請が可能であるのであれば、庁舎窓口での申請においてもマイナンバーカードのみで行うことができるようにできれば、市民皆様の利便性も向上し、また、マイナンバーカードの機能拡大、カードの普及にもつながると考え、窓口におきましてもマイナンバーカードを添付することで印鑑登録証明書が発行できるように、今回改正するものでございます。

新旧対照表の6ページをお願いします。

登録証明書の交付について規定する第12条におきまして、第1項で、登録者またはその代理人は印鑑登録証を添えて申請しなければならない旨、規定していますので、第2項として、「前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた登録者が自ら前項の申請をしようとするときは、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添付することができる」規定を新たに追加いたします。

そして、これまでの第2項は繰り下げて第3項とします。

また、下のページ7ページ、真ん中でございますが、印鑑登録証明書の交付の拒否についての規定第15条の第1号では、「印鑑登録証を持参しないとき」を「印鑑登録証又は登録者自らが個人番号カードを持参しないとき」に、次の第2号中、「印鑑登録証の登録番号」の後に、「又は個人番号カード」を加えます。

次の第16条、多機能端末機による印鑑登録証明証の交付についての規定中のアンダーライン部分につきましては、上のページ6ページ、第12条第2項中で1行目真ん中の「個人番号カード」以後の括弧部分で説明することになりますので、ここでは削除いたします。

最後に8ページ、附則として、この条例は公布の日から施行するとさせていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川村委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の19ページから22ページでございます。今回の改正点は、令和6年度の県内保険料水準の統一を目標とした保険料方針に沿って国民健康保険税の税率を改正するもので、基礎課税額医療分、後期高齢者支援金等課税額支援分、介護納付金課税額介護分のそれぞれの税率及び法定軽減の軽減額を改める。そして、国民健康保険税の減免規定を県内統一基準とするに当たり、規定の書きぶりを県の参考例に合わせるための改正、加えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行に伴う改正でございます。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます前に、今回も、この改正の大きなポイントと考えます税率改正について、お配りさせていただいております3枚の資料を用いて説明させていただきます。

奈良県では、平成29年に定めた奈良県国民健康保険運営方針の中で、令和6年度に保険税率を統一することとし、県からは推計値として、平成30年に令和6年度の保険税率が提示されました。これが、資料1の2段目①の囲み部分でございます。

本市では、令和6年度の奈良県統一の保険税率となるように、毎年度、税率改正を行うことで、急激な負担増とならないよう、県と協議しながら保険税方針を定めました。

これが、その下の②の囲み部分に記載の各年度の1人当たり保険税でございます。

平成30年に、各年度の1人当たり保険税が担保できるよう4方式で定める税率のうち、資産割、均等割、平等割については、令和6年度の保険税率に向けて、均等に移行していく形で率を定め、不足額を所得割で補えるように算定した率を設定し、令和2年度までの3年間はこの率をもって、当該年度において納付金が賸えるかを検証しながら改正してまいりました。

次の資料2をお願いします。本年1月に奈良県より示された本算定による令和3年度の納付金でございます。

2 段目、③の囲み、(A) 欄に記載された額が本来本市が納付すべき額となり、(B) 欄に記載の額が保険税方針により算定された納付額となりまして、いずれか低いほうの金額を納付することになります。(B) 欄を適用する場合の (A) 欄との差額が激変緩和措置となり、本市では令和 3 年度も (B) 欄による平成29年度に定めた保険料方針に基づいた納付金となっています。

資料 3 をお願いします。表 1 から表 6 まで 6 つの表がございます。

表 1 は、保険料方針に基づく 1 人当たり保険税と被保険者数、世帯数、介護 2 号被保険者数を記載しており、被保険者数等については、令和 3 年度までの各年度は県の納付金、本算定に記載された数値を、令和 4 年度以降は過去の実績から見た推計値としています。ここから算定した納付金の額が、右側の表 2 でございます。

左の真ん中の表 3 は保険税率について、令和 2 年度までは実績を、令和 3 年度は今回上程の税率改正案、令和 4 年度以降は現時点での計画値になります。

その右の表 4 は、表 3 の保険税率によって得られる保険税の収入と保険税軽減額について、令和元年度までは実績を、令和 2 年度は決算見込額を、令和 3 年度以降はシミュレーションの結果を記載しています。

一番下左側の表 5 は、表 1 から算定した納付金を奈良県国民健康保険運営方針に示された収納率で割戻した保険税の賦課総額を記載しており、この額を充足できるよう保険税率を算定することになります。ただし、実際の収納率との差は滞納繰越分の収入をもって補てんいたします。

右下の表 6 は、表 2 の納付金に対して、表 4 で得られた収入額をもって充足できているかどうかの結果を示しており、令和 2 年度までは現年課税分の収入で、令和 3 年度以降は滞納繰越分の収入を含めて充足を図ることになります。

真ん中左側の表 3 の令和 3 年度以降の税率の設定につきましては、今年度の奈良県国民健康保険運営方針の見直しの中で、令和 6 年度の保険税水準は推計後も前回推計とほぼ同水準であり、現行の保険税方針に沿った取組を進めることとされ、新たな保険税率が示されませんでしたので、従前の令和 6 年度の推計保険税率を目標値として段階的に引き上げることを計画した前回の考えを踏襲しつつ、資産割については県下でも賦課されている保険者が少ない状況にありますので、資産割の率が比較的低い支援分と介護分については所得割へ転嫁することなく廃止し、所得割の急激な上昇を抑えるという当初の意向も踏まえ、医療分のみ段階的に廃止する方向で見直しを行ったものになります。

その右の表 4 に記載の表 3 の税率によって得られる収入は、例年同様 10 月末時点のデータを用いて算定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年中の所得は令和元年中所得に比べて減少することが考えられるため、平成 20 年のリーマンショック時の影響を参考に、令和 3 年度は 10.95%、令和 4 年度以降は 14.6% 減少するものとして検証しています。

また、保険税現年課税分に係る収納率は、収納率の推移や新型コロナウイルス感染症の影響を加味して 93% としています。令和 3 年度以降、所得減少を加味し収納率を 93% としてい

ることで税収が減少するため、表6のとおり保険税滞納繰越分を充当しても、国民健康保険事業費納付金に対して各年度とも不足が生じる見込みです。この不足を解消するためには、税率を更に引き上げる必要がありますが、更に負担を求める状況ではないと考えており、所得の先行きが不透明な現状では適切な税率の設定は難しく、また、所得減少の影響を加味しない場合には、今回提示の税率改正案での収入に滞納繰越分を合わせることで、国民健康保険事業費納付金を賄える状況ですので、実際の所得がどのようになるかによって過不足額が大きく変動することになります。所得減少を加味したシミュレーションでの不足額については、国民健康保険財政調整基金によって補てんが可能であること。新型コロナウイルス感染症による影響等を含めた今後の推移については、県の方針においても、今後必要に応じ再推計が行われることから、各年度において随時必要な見直しを行うことを前提に、今回お示しした内容に沿って税率改正を行ってまいりたいと考えております。

それでは、お手元の新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

1ページ、課税額を規定する第2条の、次のページ2ページの真ん中、第3項後期高齢者支援金等課税額、続く、第4項介護納付金課税額におきまして、資産割額を削除いたします。下のページ3ページ、第4条は資産割額算定の乗率を、次条、第5条は均等割額を次の第5条の2は、世帯別平等割額をそれぞれ改正するものでございます。

次のページ4ページの第7条は後期高齢者支援金等課税額の資産割額の規定ですが、第2条の第3項でこの資産割額を削除することに伴い、削除いたします。第7条の2はこの均等割額を、第7条の3は世帯別平等割額をそれぞれ改正。第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額算定の乗率を改めます。第9条は、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の規定ですが、第2条第4項でこの資産割額を削除することに伴い削除いたします。第9条の2ではこの均等割額を改めます。

5ページから8ページまでの第21条は国民健康保険税の軽減額について、改正後の税率に合わせて改めます。

次に、10ページから12ページの第23条は、国民健康保険税の減免についての規定で、今回、奈良県統一基準の条例にのっとり改正するものでございます。現行と比較して、対象者を詳細に規定したことと各項の順序に違いはございますが、内容はおおむね同様でございます。

12ページ真ん中、附則第17項第1号の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を引用していたところ、この規定が削除されるため、具体的に書き下ろす形に改めるもので、定義の記載につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金について、通知のあった厚生労働省事務連絡の参考条例に合わせたものとしております。

施行日は令和3年4月1日で、改正後の規定は、令和3年度以後の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税は従前の例によることとなりますが、附則第17項第1号の改訂規定は公布の日から施行します。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、よろしく申し上げます。葛城市国民健康保険税条例ですけれども、毎回私は国民健康保険税が大変市民にとっては、国民健康保険の被保険者にとっては大変重たいものであると。これはもう市民の方々から国保税が高いと、何とかしてほしいということを常々ご意見を賜っているところでもあります。毎回そういうことで議論させていただいたわけですけれども、現在コロナ禍の下で、政府も今年度所得が3割以上減少する世帯については、国のほうから国保税の免除という形で全額国費で措置しておりますけれども。やっぱり医療を支えていく最後の砦でありますから、本当に支払える国保にして国保制度を守っていくことが、私は大事だろうと思っております。そういう観点から、幾つか質問させていただきます。

1点目は、先ほど資料でも説明がございました。また、新旧対照表でもありましたけれども、国保税の場合は本来の医療に関わる医療分と、それから後期高齢者医療制度に支援する分と、そして介護保険に支援する分と3つのものが合体して、1世帯には支払いが求められるものなのですが、条例では、それぞれ別々に記載してあるものですから、そこで、まとめて幾らになるのかということをお聞きしたいのです。表でも、医療分、支援分というのは後期高齢者医療制度への支援分、介護保険への支援分と3つ分かれていますので、一体、均等割が幾らか、平等割が幾らか、あるいは所得割が幾らになるのかというのは分かりにくいので。これをひとつ。昨年度は幾らで、今年度幾らになる。つまり、幾らそれぞれ値上げになるのか、教えていただきたいと思えます。

その上で、0歳から40歳未満の方は介護保険への支援について、その分はないですよ。医療分と後期高齢者の支援分だけです。これも、私はこれまで問題にしてきましたけれども、0歳児にも国保税はかかるんです。所得のない0歳児も。その方たちは介護保険料の支援分までは払わなくてもいいんだけど、後期高齢者の支援分まで入るという非常に大きな矛盾があるんですけれども。要は40歳未満の方、介護保険料の支援分が必要のない方々の分のこれもそれぞれ令和2年度は幾らで、令和3年度は幾らになったのか、これについてお伺いします。

2点目ですけれども、国民健康保険税を今年度コロナで大変だからということで、奈良県内でも据置きをされた市があると聞いております。それは、財政調整基金が国保会計にはございます。財政調整基金を取り崩して、今年度については大変だからということで国保税の引上げを抑えるというふうなところが出てまいりました。

そこでお伺いしたいのですが、葛城市の場合、この国保財政の調整基金の保有額。昨年度が幾らで、今年度の見込みになりますけれども、まだ決算ありませんけれども、昨年度の決算での国保税基金の保有額と今年度見込額、これを教えていただきたいと思えます。

それから、3点目ですけれども、今回の国保税の条例改正におきましては、先ほど最後にありましたけれども、減免措置について県内で保険料金を統一することもあって、申請減免については、県の示すところに従って条文を改めたと。現在の葛城市が持っているものとは大きな変化はないということでもありますけれども、新旧対照表の10ページの第23条

(1)は災害により甚大な損害を受けた者ですが、(3)ですね。(2)は「当該年中の所得が皆無になった者又はこれに準ずると認められる者」、こういう人たちは減免措置があるということですが、「前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者」と。この特別な事情のある者というのは、県のほうの新しい条文では、11ページの(6)になろうかと思うのですが、「前各号に定めるもののほか、国民健康保険税を減免することが適当であるとして別に定める場合」とあります。この「別に定める場合」というのは、これまでどういう定めであったのかということ。今後それも踏襲されるのかどうかということについて、以上3点お伺いします。

川村委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目です。令和2年度と令和3年度の税率改正によつての差なんですけれども、まず、医療分、支援分、介護分まで含めると、令和2年度は、まず所得割が11.5%から11.7%へと0.2%増えております。資産割は19.0%から10.0%へ9.0%減っております。均等割は4万5,600円から4万8,400円へ2,800円増えております。平等割は2万6,900円から2万7,300円へ400円増えております。

また、医療分と支援分、0歳から40歳までの方の分ですけども、そちらは、所得割は9.0%から9.0%へ変更はなく、資産割が16.0%から10.0%へ6%減っております。均等割は3万900円から3万2,500円へ1,600円増えております。平等割は2万6,900円から2万7,300円へと400円増えております。以上、1つ目のお答えとなります。

2つ目ですけども、基金の保有額ということなんですけども、令和元年度が1億53万4,788円ありまして、令和2年度の決算見込みですけども2億54万4,813円となります。

川村委員長 葛本補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本です。よろしくお願いいたします。谷原委員からの3点目の質問について回答させていただきます。

減免の要件の部分でございます。新旧対照表の10ページをごらんいただいております、旧の第3項3号に関わる部分に関しましてが、今度の新しい条例で言いますところの第3号から第5号までの部分を指しております。今回、条例の中で第6号として規定させていただいている部分でございますが、こちらにつきましては今年度の新型コロナウイルス感染症に係る減免等を、また大きな災害等があった場合に国のほうから減免の適用の財政支援が行われる場合に、その基準に沿って素早く対応できるように設けさせていただいたものになります。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、1点目の質問についてなんですけれども、まとめた介護保険料、所得割、それから資産割、均等割、平等割それぞれ、まとめて幾ら上がったかということ、今、おっしゃっていただきました。私は、その中で要は子どもの均等割をずっと問題にしてきたのです。子どもの均等割は、要は医療分、医療にかかる分と、それから、後期高齢者75歳以上の方が入っておられる医療制度を支援する形で負担している分です。それが今

年2万6,900円から新年度2万7,300円ですか。違うか全体やから違いますね。すみません。今年度は3万900円で、次年度3万2,500円、1,600円ほど引き上げるということです。だから、子どもの均等割が3万2,500円になると。

これについて、私は非常に不合理なところがあるということをずっと指摘してきました。これは、国においてもそういう声があって、全国知事会等、要望の中でこれを問題にしているわけです。つまり、お子さんには所得発生していません。被用者保険、会社とか、公務員が入っておられる共済組合の保険では、お子さんは扶養家族ですから保険料を負担していないんですよ。全く。だから子育て世帯に大きな差があるんです。

つまり会社員とか、それから公務員の方々、被用者保険に入っておられたら、扶養家族として所得のない方は全く保険料が必要ないのに、国保に入っておられる世帯については、お子さんが1人あるいは2人おれば、そのまま均等割がこれだけ金額がかかってまいります。そうすると、しかも、その中には後期高齢者の支援分が入っているわけですから、何で0歳の子が75歳以上の方の医療費の支援をするのかと。これこそ、少子高齢化の中で非常に大きな矛盾があるんですよ。だからここは、日本全国でも基礎自治体におきまして、全国知事会の問題提起もあったし、それだったら基礎自治体で子育て支援として、この均等割を子育て支援として、負担しましょうというふうな動きもあるわけです。一般質問で私は幾つかの自治体を紹介したこともありますけれど。

それでお伺いしたいのですけれども、18歳までの子どもの国民健康保険の被保険者、葛城市は何人になっているのでしょうか。出ますかね。

それから2つ目であります。子どもの均等割について、ずっと私言ってきましたけど、何らかの検討をされましたか。あるいはこれは市長のお考えを聞いてもいいんですけど、この子どもの均等割は何かそろそろ葛城市でもしていいのではないですかと、私は思っているのですけど。これについて、原課が難しかったら、私は市長のお考えでもいいですから、この間私はずっとこういう問題を投げかけてきましたので、もし、ご認識、ご見解があったらぜひお伺いしたいと思います。

それから3番目ですけれども、いわゆる申請減免については分かりました。新旧対照表で。私も勘違いしてしまして、よく分かりました。

しかし、この申請減免については、いわゆる法定減免制度というのが低所得に応じて、減免ができるのは法律上決まっています、これはもう自動的に減免されます。所得が低ければ、5割軽減とか、7割軽減とか、2割軽減とかありますけれど、それ以外に、市独自で申請すれば、市独自で減免するということができる仕組みになっております。法律上。だからこのところで申請減免をやるということですが、葛城市の場合はあまり充実していません。先ほどあったようにこの右側に出てくる3号から5号ですか、ぐらいのことなので。

しかし、奈良県内ではこうした申請減免で非常に充実させている市町村があるというふうな伺っております。1、2市町村あると思うんですけど、どういうふうな減免をやっているか、把握されておられましたら、お聞かせください。

川村委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いします。

まず、1つ目の18歳までの被保険者数なんですけれども、令和3年1月末の時点で、被保険者数8,589人中1,002人です。11.67%ということになります。

川村委員長 葛本補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本です。

3点目の奈良県内他市の減免の状況というところで、ちょっとすみません。今、手元に資料がないんですけれども、お伺いしていますのは、例えば年齢要件であるとか、あと、ひとり親要件とか、そういった形骸的なところで対象とされておる市町村が若干あるというふうに聞かせていただいております。

以上でございます。

川村委員長 2つ目の質問。葛本補佐。

葛本保険課長補佐 すみません。保険課の葛本です。あと2つ目のご質問の中で、子どもの方の均等割をどう検討しているかという部分でございます。

以前にも、たしかお答えを部長のほうからもさせていただいたかと思いますが、まず1点は、奈良県として1つの制度に持っていく中で、先ほどおっしゃっていただきましたような奈良県内で、現在基準以上の減免等されているところにつきましても、令和6年度にまともっていくこととなりますので、ちょっと独自の減免を、軽減等を用意していくということがない、検討していないという部分と。もう1点はやはりその形骸的な形に基づく保険税の軽減等に関しましては、やはりこれは制度として、実施していくべきものというふうにも考えておりますので、現在のところはそのようなふうを考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、今回私は子どもの均等割については、財源も含めて、指摘しておきたいと思って今質問いたしました。

実は葛城市の国民健康保険税の国保会計、いわゆる財政調整基金というお金が今年の1億円から今年度末見込み1億円増えて2億円になっているんです。これは、皆さんずっと議論の中でご存じだと思うんですけど、葛城市は過去、奈良県の国保統一単位化までは奈良県内12市の中で最も安い国保税でした。

その理由の1つが一般会計から毎年平均1億4,000万円、国保会計へ入れて税を抑えていた。これが1つです。もう一つは、葛城市民が医療費負担、医療にかかることが少なく、保険のほうから給付が医療機関に行くのが少ないから、結果として医療あまり受けていないわけです。その理由は病院が少ないからです。これは奈良県も認めているところで、病院が少ないために医療給付が少ないと。この2つでもって、非常に国保税が葛城市は安かったです。それを県が1億4,000万円毎年入れたのをもうやめだど。これはあかんと。県内統一するのに、そういうことはやったらあかんということがあったので、急遽、財政調整基金があまりないから、毎年1億4,000万円入れていた分の中の1億円を積み上げてもらったという経過があります。

それですと1億円で来ていたのですが、ここへ来て急に1年間で1億円増えたんです。理由は簡単で、要は国保税を取り過ぎているわけです。その根拠はこの資料の中にも出てきますけれども、資料3の表6のところに、給付金相当額に対する保険税額の充足状況ということで医療給付した、つまり、これだけ保険会計から医療機関等に出ていっている医療給付に対する保険税の差を書いているんです。これ見たら分かるように、平成30年度はマイナスでした。でも令和元年度、令和2年度と黒字になっているわけです。そのために1年間で1億円も積み上がったんです。これは取り過ぎているんです。はっきり言って。

それはだから1億円せつかく安定的に積み上げて、1億円でそのまま推移すればいいんだけど、更に1年間で1億円積み上がったということがあるわけですから、だからコロナで大変なときにこれを取り崩して、国保税を抑える。これが私は妥当だと思うんです。または子育て支援として、均等割をなしにすると。先ほど質問しましたけれども、お子さんの均等割は3万2,500円ですから1,000人ですよ。そしたら3,500万円あったらできるわけです。実際には減免措置を受けておられる世帯も多いですから3,000万円もかからないと思います。

だからこれ1億円余分に積み上がっているわけですから、その分で均等割の財源もあるし、均等割じゃなかったら、国保税を抑える形で実際に取り過ぎているわけですから、この時期に、コロナで大変なときに還元すべきではないですかというのが、私の考えであります。

国保は支払える国保にするということが一番大事ですので、均等割をなしにして平等割もなしにすれば、社会保険と同様に保険料が下がって、被用者保険と同じぐらいの数字になるので、そういうふうな形にしたいというのが、これは大方、知事とか考えておられることだと思います。

でないと、医療費がどんどん増えれば、保険税がどんどん上がっていく。そしたら今どういう現象が起きているかということ、国保に入っている方の数が減ってきているんですよ。これは質問しませんでしたけれど、葛城市の国保に入っている人が数減ってきています。これ何でかということ、国保税が高い。年金生活者の人は大概国保に入ってはりますから、75歳になるまでは。そしたらどうするかと言うたら働きはるんですよ。年金も少ないから働くと。働くときに社会保険が受けられる時間、週当たり働きはる人が増えたんです。そのために今社会保険、被用者保険、協会けんぽなどの人たちが増えているんです。入っている人が。それで、国保が減ると。減るとどうなるかということ、それだけ入っている人の負担がまた上がるということになるわけで、私は支払える国保にするというのが、国保の一番大きな問題だと思うんですけれども、そういう意味からもできるだけ、今コロナで大変なときだから、ぜひ、これについては検討していただきたいと。

奈良県に合わせるんだというふうにおっしゃるけれど、違う市町村もあるわけで、独自措置取っている、頑張っている市町村もあるわけですから。やっぱり基礎自治体として、そこは市民の暮らしを守るという立場で、しっかり頑張っていたいただきたいということを申し上げておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど私る述べました。そういう理由です。ぜひ、国保の財政が今1億円積み上がったわけですから、ぜひ、これに対して還元していただくことを考えていただく。そのことを申し上げまして、反対の討論とします。この引上げには反対いたします。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

内野委員。

内野委員 議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について、中心的な役割を担っていく中で、奈良県においては令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるよう、県下統一の保険税率にすることとされたことに伴い、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正ということであります。

葛城市は県内他の市町村よりも保険税が低かったため、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるよう慎重に検討を重ねてこられたものであります。引き続き、奈良県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ねていただくことを望みまして、今回の提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、賛成討論といたします。

以上でございます。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第14号、葛城市

国民健康保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の25ページと26ページでございます。本年2月13日施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める規定が削除されましたので、これを新型コロナウイルス感染症の定義として引用していた部分の改正が必要となったもので、先ほどの国民健康保険税条例の一部改正でも改正いたしました部分でございます。

本条例におきましても、他社に雇用され給与収入を得ているもののうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者を対象とする傷病手当金の規定において、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を引用していたところ、この規定が削除されたため具体的に書き下ろす形に改めるもので、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金について、通知のあった厚生労働省事務連絡の参考条例に合わせたものとしております。

新旧対照表の1ページでございます。附則第5項中、左側、改正前の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」の部分を削除し、右側の赤色アンダーラインの部分のように「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

そして、次の行、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に、同じくページをおめくりいただき、第8項中の「当該感染症」も「新型コロナウイルス感染症」に改めるものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私はこれについては、賛成なんですけれども、ただ既にもう実施されているんですかね、前倒しで。今年度、葛城市でもコロナに発症された方おられますけれども、これに該当する方はいらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいのです。

川村委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

国民健康保険の被保険者で対象になる方はございませんでした。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。発症されて、お仕事を休まれるときは、この休業補償ということで、傷病手当金が出るということで、生活補助で、ぜひこれはやっていただきたいと思うんですけれども、ただこれは自営業者の方で雇う側は出ないんですよね。雇われている方しか

出ないので、これは制度上難しいところがあるんですけども、何らかの形でそういう方にも、制度とは別に救済しているような自治体もあるようですから、また、ご検討願えたらと思います。

これはもう制度上これで、傷病手当というのは雇われている方ということだと思いますから、これはこれで結構かと思うんですけども、また、ご検討をお願いします。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えをいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 次に、議第13号、葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第13号、葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについて、説明させていただきます。本案につきましては、体力づくりセンターの運営状況がコロナ禍により大幅に悪化する中、サービス水準の維持と市への運営収益金の確保を目的に条例の一部を改正するものでございます。

お手元の資料、葛城市体力づくりセンター条例の新旧対照表の5ページ、別表をごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては、会費の上限額を月額5,000円から月額6,000円に改正、スクール会員は月額6,500円から月額7,000円に改正するものでございます。

なお運営上は、市外在住者の会費のみを値上げし、市内在住者・在勤者の会費は据え置く予定でございます。

施行期日は本年7月1日でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

す。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ただいま部長から経営が大幅に悪化ってお聞きしたんですけれども、どれぐらい悪化しているのか、ちょっと分かる範囲で教えていただいてもよろしいですか。

川村委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。よろしくお願いたします。売上の減少でございますが、まず、平成29年度の実績といたしましては、2億4,520万1,543円の売上げがございました。令和2年度の見込みでございますけれども、1億3,838万1,814円まで落ち込む予定をしております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 コロナ禍の中で、そらまあ下がっていくんだろかなというのは予想していたんですけれども、これも例えばコロナが落ち着きまして、また、元どおりの経営になったら、これ値段下がるものなんですかね。

川村委員長 植田課長。

植田体育振興課長 値段が戻るのかということでございますけれども、今回値上げを提案させていただきました理由は、新型コロナウイルスの影響による会員数の減少だけではなく、競合の増加に伴う会員数の減少や人件費等経費の増加などの理由がございます。ということですので、コロナが落ち着く、どの時点で落ち着くというのはなかなか難しいんですけれども、その時点での新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、その他社会情勢を総合的に勘案して、指定管理者と協議の上、決めたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと最初の説明で他社というか、競合というのは聞いていなかったんですけれども、これ、でも、最後言いつ放しなんですけど、値段上げたら更に会員減るような気がするの僕だけなんですかね。まあまあ、その辺もまた研究しておいてください。

取りあえずは以上です。

川村委員長 答弁よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと形式的なことになるかもわかりませんが、市内在住者・在勤者とそうでない方と分けるということになるんですが、この、条例の中ではこの別表として、ここに上げてありますよね、金額を。運営上というふうにおっしゃっていたのですが、それはどこか規定として書く必要ないのか、運営上ということやから担当者がその裁量でなるのか。ちょっとそこが、形式的なことなんですけど、どうなのかちょっとお願いしたいんです。表の中に

もう全く出なくて、それやったら自由に運営側が上げ下げできるのかなというような気になったので。このことについてはどうなのか、ちょっとお聞きします。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず、制度といたしまして、新旧対照表の3ページの第11条を見ていただけたらと思いますが、利用料金として書かれておりますのは、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別表の利用料金設定基準に規定する金額の範囲内で定めるものとする。」と書かれております。ですので、この金額になるわけではなくて、この金額の範囲内で指定管理者から提案をいただいて、それを承認するということになります。

なので、今回上げたからといって必ず値段が上がるものではまずないということ。なので、その範囲内で、先ほどの杉本委員のお話にありましたけど、下げようと思ったら下げることができます。ですので、市内と市外もそこで協定を結びますので、そこで分けることは可能でございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 市外と市内ということで区別をされているんです。ちょっとまた別のことを持ち出すと叱られるかもわかりませんが、こういう市内、当然指定管理、市が2,900万円ですか、指定管理料で運営されていて、市がある程度バックアップといたしますか、指定管理者に対して業務を委託していますので、市内には優遇措置があつてしかるべきだなというのは、私もそうだなと思います。

こういう例がほかの施設にもありますよね。これも前のほう、副市長にちょっとお聞きしたいんですけど。これ、この体力づくりセンターでの市内と市外との区別、それから、それ以外の指定管理に対する市内と市外の区別。これは、私、同じような扱いをするべきかなあというふうに思うんです。市内の人も市外の人も料金一緒ではないよと言うのであれば、ほかの指定管理の施設もそのようにされているのかなあと、ちょっとそこ、私、勉強不足で分からないんですけども、その辺の統一が図られているのかなあというふうにちょっとお聞きをしたい。

川村委員長 対象となるところやね。まず、対象となるところだけ言って、対象となるところというのは、イメージ、ゆうあいステーションとか。

広い範囲ですけど、関連ありますので、答弁いただけますか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 指定管理という意味ではゆうあいステーションが私もイメージに浮かんでおります。たしかゆうあいステーションも、ちょっと間違っていたらごめんなさいですけど、市内と市外で分けたのではないかなと思いますが、ちょっと確認させていただいて、また、そこら辺お答えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

川村委員長 一応分けていますね。

増田委員。

増田委員 そういうことなんですよ。ゆうあいステーションも分けておられると私も記憶しています。ここでも仕分されているというのは、こんなん妥当やと思うんです。こんなところで、こんな話をしているか悪いか分からないんですけど。実態は、区別をされて自動販売機に市外か市内かを分けておられるんですかね。私は、市外の人が「私は市内です。」と言って切符を買われて利用されていると、こういうふうな実態があるということを、以前に市民の方から指摘を受けて、「あれは何や区別しているのかしていないか、どっちやねん。」と。こういう曖昧な区別の仕方というのは是正すべきかなというふうに思いますので、今後、そういう指定管理に対する市内市外の利用料金の差については徹底した管理をしていただく必要があるのかなと。この際ですので、お願いをしておきます。

川村委員長 今回の体力づくりセンターについては、市内と市外の確認というのができるのかできないのかというところら辺と、あと、ゆうあいステーションが今ちょっと答弁できないと思うんですけど、ゆうあいステーションの内容とかは、そこちょっと後日確認してもらって、ちょっと今回はこの部分について、市内外の確認は取れるのかというところら辺の答弁だけお願いします。

溝尾副市長。

溝尾副市長 今回のウェルネスにつきましては、月額会員制となっております、最初のところで確認させていただくことになると思います。そこでしっかり確認させていただきます。

川村委員長 またそしたら、この委員会として同じ所管ですので、そういった指定管理の市内市外の、このコロナの影響もありますから、この辺りはまた調べていただくということでもよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 体力づくりセンターの運営協議会にご提示いただいた内容で、今回のこの内容は、私も委員として参加をさせていただいているんですけども、そこで様々なご意見が出たと思えますけれども、それに対して、どのように原課のほうは認識されているかというところをちょっとお伺いさせていただいたらと。

川村委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

運営協議会でも様々な意見が出まして、「市内市外、分けるのは当然や」と。「税金払っているのは我々なんだから、そういうのは当然」という意見もありましたし、また、「市内市外の区別もなく、もうこのコロナが原因なのだから、一緒に負担したらいいんじゃないか」というようなご意見もありました。そういったご意見なんですけども、市内会員と市外会員に会費等のサービスの差がないということで、公平感が欠けるというご意見については、このコロナ以前から多数寄せられておりました。当初は、市内市外限定せずに全会員の会費を上げるということも検討したわけでございますけども、市外会員に限定して会費の値上げをすれば、サービス水準を維持して運営していけるという指定管理者との協議の結論に至りまして、市内会員の方の会費は据置きするというところで進めさせていただいております。

以上でございます。

川村委員長 内野委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号、和解することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第25号、和解することについてを説明させていただきます。

本案につきましては、平成29年度におけます本市学校給食に係る米飯・パンの納入業者であった相手方が、市が同年度中に納入業者を変更したことが債務不履行に当たるとして、市に対し損害賠償金2,951万6,271円の支払いを求めて提訴した民事訴訟であります。

市は、損害賠償金のうち、相手方の幼稚園の米飯分に係ります請求額の約2分の1であります75万円を和解金として支払い、裁判上の和解とすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 経過について、幾つかお聞きしたいこともありますので、お願いします。

1つは、これは裁判になって、この議会の中でもこれについては長年にわたって議論してまいりました。今回、和解となったんですけれども、和解になった運び。どういう理由から、双方、和解に乗るといことですから、双方の理由があろうかと思うんですけれども、どういう理由で和解に至ったのかということについて、1つお伺いします。

もう一つは、和解するというに当たって、幼稚園の米飯分に係る請求額の2分の1で

ある75万円を和解金として支払うとあります。これは年度途中で業者を変えたために、当然業者としては、食材を買っていた部分もあるだろうし、それから契約して、あるいはキャンセル料取られた場合もあるかもわからないですから、これは市が異物混入という理由はあったにせよ、相手方に損害をかけて、相手方が損害賠償請求したということだろうと思うのですが、この中身がちょっともうひとつよく分からないんです。これは米飯だけなのか、幼稚園の米飯だけなのか、それ以外のことはどうなのかということです。

それでまた、この半額ということも、私もよく分からなくて、全額でなくて半額になったということも、ここら辺の経過について、分かる範囲で結構ですから、教えていただきたいと思います。

3番目なんですけれども、この件については、議会で長く激しい議論がありました。地元業者を業者として選定すると。私も基本的には地元の業者、近くでいい業者がいたら、当然その給食をそこで提供していただくというのは、私はいいと思っております。しかし、異物混入で長年にわたってこの問題がなかなか改善しない中で、保護者もPTAも含めて、この問題が広がってくる。ほんで子どもの中にも給食を忌避するということがあって、最後金属片があったということで、こういうことになったわけなんですけれども。

しかし、地元業者選定とその育成の在り方ですね。私は今後またこの業者の方、当然和解したら、当然入札等あるいは契約等、当然候補になってくると思うのですが、地元業者との選定の在り方、これについて何ら教訓をそこから持たれているのか。今後のこともありますので、ちょっとそこら辺の認識をお伺いしたいと思います。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。先ほどの質問にございました和解に至った経緯と申しますか、和解する理由について、ご説明させていただきます。

こちらの裁判では、契約関係のことが争われておまして、こちらの和解に至りました理由といたしましては、裁判所の見解では、小・中学校の米飯・パンの加工委託は、市と学校給食会に契約関係がございまして、相手方は学校給食会の履行補助者でございまして、履行補助者というのは、米飯やパンの加工を給食会から再委託を受けて納品する業者でございまして。これにつきまして、直接、相手方と契約関係が成立しないと、市の主張が認められたところでございます。

しかし、幼稚園の分につきましては、幼稚園の米飯については市は契約の当事者とされまして、相手方の幼稚園米飯に係る請求額の2分の1である75万円を、裁判所の和解案として提示されたものでございます。おおむね市の主張が認められていることと、契約の当事者となっている部分もこの2分の1の額とされていることから、和解に応じる提案をいたしました。

こちらのほう、学校給食会につきましては、小・中学校の学校給食についての取扱いとなっております。幼稚園分につきましては、学校給食会の取扱いがないということでございます。

川村委員長 地元業者の選定の在り方。どちらがされますか。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 こちらのほうなんですけども、こちらの米飯に関わる部分というふうなことでしょうか。米飯。こちらにつきましては、まだ和解のほうが成立しておりませんので、こちらは、差し控えさせていただきたいと思います。

川村委員長 補足で、吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの今後の米飯のことにつきましてでございますが、直近の令和3年の間に、米飯につきまして、その業者につきましては、直近の令和3年につきましては次の業者が決定しておりますので、令和3年度中に当該相手方の業者につきまして、衛生管理状態等、確認をいたした上で、令和4年度以降について、安全面など十分検証して、今後、納入業者とするべきものかどうかについて、十分検討してまいりたいと思っているところでございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。和解の理由は経過も含めて、分かりました。小・中学校の米等、加工委託については契約関係にないということですね。相手方、原告が訴えることはできないと。契約関係にないということ。幼稚園の部分だけだということでもあります。

しかし、これちょっとお聞きしたいのですが、和解となると、弁護士費用は持ちわかれではないですか。ではないですか。勝訴したら相手方が払ってということはないですか。この弁護士費用の絡みで、どうかということをちょっと聞きたいんです。私が意図しているのは75万円ですよ。半額でね。片一方のは勝訴する見込みがある。もう契約関係ないと。だから幼稚園の米飯だけだと。そしたらお金の話になって申し訳ないんですが、150万円です。払うとしても。半額だから。幼稚園分の半額だからね。小・中学校の方はとにかくこちらが勝訴できる見込みなのだから、それは関係ないとしても、この分だけの支払いになる可能性があるかと。

そうすると弁護士費用のトータルで見て、これはどうなのかというのをちょっとお聞きしたいんです。だからその弁護士費用の関係で、私、単純に和解といたら持ちわかれかなと思ったので、弁護士費用について。弁護士費用も含めて、葛城市民に損失が及ぶことになるのかどうか。それやったら裁判継続したほうがいいのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思って。これは最初の質問に対する、2つ目の質問になります。

それから業者の件なんですけれども、これはちょっと給食だけではなくるんですけれども、私は、これ令和4年度以降、衛生管理状態を把握しながら検討すべきものだというふうにおっしゃっています。それはそうだろうと思うのですが、私はHACCPとか、いろいろ、ISOとか認証制度がありますよね。しかし、私、一番大事なのが現場の品質管理、QCだと思うんです。QC活動。日本はこれが非常に現場が優れていて、戦後国際的にも評価されて、経済成長してきたわけで、大変もうQC活動については、これは人の問題ですから。だからこれなかなか施設だけではないところがあって、ここの管理状態がどうかというところが非常に私は問われてきたのだらうと思うのです。

こういうことも含めて、もうちょっと研究していただきたいなと思っているんですが。し

かし、もう一つ、お伺いしたいのは、例えば、これは一般質問でも議長あたりが質問したようなことがあるのですが、例えば工場が建築において不法建築だと。そういうところは、業者は使わないのか。不法建築だからということで入札の指定業者にならないのかどうか。そこはちょっと今日担当課の方いらっしゃらないからあれなんですけど、そういう規定があるのかどうか。なければいいで、衛生状態とかその他の品質とかそういうことで、ちゃんとしておればいいのだけれども、このこともちょっといろんな絡みで問題になったところがあるので。

川村委員長 すみません、ちょっと申し訳ないのですが、ここで暫時休憩をして、黙祷したいと思えますので、しばらく休憩に入らせていただきます。

皆さん、よろしくをお願いします。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後2時47分

川村委員長 市庁内一斉に、黙祷をささげさせていただきました。皆さんご協力ありがとうございました。

それでは引き続きまして、質疑、谷原委員、申し訳ございません。谷原委員の質疑、今、継続していただけますでしょうか。お願いいたします。

谷原委員 これは担当課の方もいらっしゃらないので答えられる副市長でも、市長でも答えていただけたらと思うのですが。難しかったらまた今後でも構いません。これは入札・契約に関わることですので、ちょっとずれるかもわかりませんが。

私は、地元業者を育成するということが災害時協定等も含めて非常に大事だと思っているのです。その中でいろんな事例があろうかと思うんですけども、育てていくという観点から広く見ていくということも大事であろうということもあって、この件につきましては、どういうふうにお考えになっているのかということも含めて、ちょっとお聞きしたいと思えます。

川村委員長 今、谷原委員の質問で、市内業者全体の例えば不法投棄というような状況であればという質疑については、ちょっと答えられない。不法投棄と違う。不法建築。

今回はこの和解の業者について、どうなのかというふうな形で答えていただけてよろしいですか。

谷原委員 結構です。

川村委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

溝尾副市長。

溝尾副市長 まず、弁護士費用の関係で、ちょっと一般論になりますが、弁護士費用というものは、弁護士を雇うかどうかというものは自由ですので、そこについては折半になることはありません。和解であっても、訴訟が判決されても。ですので、かかった弁護士費用は自分持ちということになります。仮に勝訴したとしても、弁護士費用はです。裁判費用については、全額向こうであったり、全額払うというのがありますので、弁護士費用については、こちら持ちになります。

和解というものは判決ではないので、今の現時点で150万円のうちの75万円だったとしても、最終的な訴訟で変わることはあり得るということではございます。和解はあくまでも、これでもう手打ちしませんかというものですので、判決とは違いますので、そのまま今の意見のまま行くかどうかは、また別の話。もう、これも一般論です。

建築がどうかというのは私は分かりませんが、午前中に西井委員からもお話いただいたように、市内業者育成というのは非常に大事なものと我々も考えておりますので、市内業者育成については、しっかりやっていきたいと思っております。

建築については、ちょっと申し訳ありません。答えられません。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと3度目なので、また、改めて質問してもとは思うんですけど。ちょっと裁判費用と弁護士費用の件でごっちゃになっていましたから、あれなんです。それを含めて、いわゆるどうかということをお聞きしたかったんです。要は75万円以外に支払うということについて、発生するということなので、その見通しとして150万円内なのか、超えるのか、そこら辺がちょっと私知りたかったんです。

まず、それちょっと申し訳ないんですけど。

川村委員長 そうですね。弁護士費用として葛城市が幾らかかったのかという、そういう趣旨。

谷原委員 私の趣旨としては、弁護士費用だと思っていたのだけれども、弁護士費用はこちら持ちだ。でも裁判費用は、勝った場合は相手方が持つというふうなことで。

川村委員長 いやいや、答弁で、それぞれにかかった弁護士費用というのは自分ところの支払。

谷原委員 それ要らないです。そうそう要らない。もちろんそれは要らないです。

川村委員長 今回の和解についての、その費用ですか。

谷原委員 和解の費用についてではなくて、これが和解すれば75万円支払って和解しましょうということで、これ葛城市の持ち出しになりますよね。しかし、今、和解に至る経過を聞くと、小・中学校の分については、これはもう裁判所の判断そういう見込みだし、極端に言えば、幼稚園分の分が敗訴になったとしても150万円じゃないですか。だから裁判費用との見合いでどうなのかなということ。つまり75万円プラス裁判費用を負担するというふうになればそれが150万円を超えるのかどうかという。これ非常に細かい話なんですけれども、そのことをお聞きしたかった。だから、僕は弁護士費用かなと思ったから、申し訳ない知識がそういうレベルで申し訳ないのだけれど、裁判費用ということだったので、そのことをちょっと分かれば、どうかということをお聞きしたかったということです。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほどもちょっと申し上げましたけど、和解というものはこれでの判決ではないので150万円と仮定したものではないです。ですので、判決として150万円以上になることもあれば、ゼロになることもあり得ますので、今の時点では、裁判所の和解案として、150万円の半分半分の2分の1で和解してはどうですかといただいたものでございます。

弁護士費用としては、補正予算案、今回計上させていただいておりますので、その金額が今回かかる費用となります。

川村委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 分かりました。これを和解にするかどうか、それともこのまま継続するかどうかという判断だろうと思うんです。なぜ和解かというところら辺がもうひとつよく分からなかったんです。これについては、裁判継続という方法もあるだろうし、そこら辺が3回目ですからお聞きすることはできないんですけども、そこはどういうふうに考えているかということは、また、ちょっとお聞きしようとは思いますが、ほかの方が言いはるんだったら。言わなかったら、また私、立ってお聞きしようと思うのですが。

そこはちょっと今度。

川村委員長 今の和解に至った理由ですね。その部分ちょっと答弁求めますわ。

谷原委員 そうですか。でないと我々が和解でいいかどうかという判断がちょっとつかないので。言ってみれば、裁判継続して葛城市が負けて、それでまた再び業者ということだってあるし、和解して、また業者ということもあるわけで。だからその違いがどうなのかというところがあって、葛城市が負けるのが、あれだから和解ということもあるだろうし、そのなぜ和解ということで今回出てきているのかと。和解するというふうになっているわけですから。

川村委員長 はい、その答弁いただきます。

谷原委員 そこをどういうふうを選択されたのかというのをお聞きしたかったんです。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 数字のことだけかと思っておりますけども、今回75万円の和解案というふうになっております。いずれにしても、弁護士費用はかかります。それについては補正予算に計上しております。今回、仮に全額勝訴で0円になったとしても、控訴された場合には、また弁護士費用が同じような金額がかかってきます。それはもう75万円より確実に大きいということでございます。

まあいろいろ諸般のことを総合して、和解案をとということを提示されたものだと。ちょっと教育委員会の関係なので、あまり私が言いすぎるのもあれですけども、と思っております。

川村委員長 よろしいですか。どうぞ言ってください。

谷原委員 和解に至ったということで、裁判所がこれ提示されたわけですから、それでそういうふう判断されたということだということはよく分かりました。

私としては、この問題は、保護者の方も長年にわたって、給食について異物混入があるということは長い間続きました。私も過去の会議録をずっと昨日読んでいたんですけども、阿古市長がまだ議員のときにも、こういう異物混入があつて、阿古市長が議員のときに給食委員会ですか。そこで月に1回そこに指導に入るとか、実際行って見て、どういう状態か改善を求めるということを長いことやったにも関わらず続いて、なおかつ市長当選後、異物混入で金属片が入るといふこともあつたりして、保護者の中で大変な不安、お子さんの反応も含めて心配がございました。そういう中でやっぱり業者がそれはもう真剣に反省して、信頼回復のために一生懸命やるしか私はないと思うんです。やはりこれはもう地元業者とはいへ、

子どもの安全に関わることでありますから、食に関わることでありますから、そういうことがあれば市場から排除されるというのはこれももう当たり前のことで、まず、そのことが大前提にあつての地元業者だろうと思うんです。

その上で、私は地元業者を行政がしっかり育成していくことは大事だろうと思うんですが、私がそのときからずーっと感じていたのは、やっぱり作っていらっしゃる方の意識なんです。だから、経営者の自覚とか経営者の意識とか、あるいは設備とか、認証とかということよりも実際そこで作っておられる方の品質管理に対する衛生管理に対する意識なんです。そこをしっかりと今後見ていかないと。今大阪から運んでおられますけど、この会社はそういう点では非常に徹底的に管理されていると思います。従業員の方も含めて。異物混入について追跡をきちっとやってということ。だけど、地元業者の場合、そこが甘くなるとすれば、そこはやっぱり行政がきちっと指導する。何らかの手だてを打つということをしなないといつまでたっても同じことが繰り返されると、業者の信頼、食に対する信頼、業者に対する信頼ということが欠けてくるわけですから、そこをしっかりと今後見ていっていただきたいと思ひます。

それから古くから商売されている方、市内で違法建築等はいろいろありますよ。多いと思ひます。私も大和高田市にある土木事務所に行って、ほかの件で見させていただきましたけど、地元企業で頑張っておられる方の中にもそういうところがたくさんあるわけで、そういうところはやっぱり私はある意味で公平に見ながら、そこもしっかりと指導していけるところは指導していただく。あるいは公平に扱っていただくということを望んでおきたいと思ひます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

最後のご意見のところは、今回は該当するかどうかもわからない話ですので、ちょっとその意見については、意見としてはあまり、今の状況では好ましくないとは判断させていただきますので。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

調査案件になりますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時15分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本委員会の所管事項の調査案件についてを議題とさせていただきます。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さきの厚生文教常任委員会調査案件でごみの減量化に伴うリサイクルの状況についてお尋ねいただいた件につきまして、お手元に配付させていただいております。資料「リサイクルの状況・推移」に沿って説明させていただきます。

葛城市クリーンセンターが稼働してからの平成29年度、平成30年度、令和元年度の推移でございます。

まず、上段の家庭系ごみ、事業系ごみの排出量及び焼却量でございますが、年々増加傾向にあることが分かります。これは、人口増に伴うことが大きな要因になっていると考えられます。これに対しまして、下段の資源化できるごみ量が減少しております。まず、紙類でございますが、こちらは、直接、集団回収ともに減少しています。これは新聞、雑誌、書籍類が電子図書等や電子版化が進んできていることによるものだと考えられます。

次に、金属類、ガラス類、ペットボトル、すなわち缶瓶ペットでございますが、いずれも増加傾向にあるものの、瓶類からペットボトルや紙パックに容器が変わり軽量化してきています。結果といたしまして、重量比較で求めるリサイクル率としては、下がる傾向にあります。

また、レジ袋の有料化など、リサイクル運動の浸透につれて、容器リサイクルプラスチック自体の排出量が減少しつつあります。ほかに使い捨てのスプーンやストローなどのプラスチック製品の削減を飲食店などに求める動きなどが考えられます。

この傾向は、奈良県の平均でも平成29年度、平成30年度ともに16.3%で横ばい、全国平均でも平成29年度20.2%が、平成30年度には19.9%下がっています。しかしながら、葛城市はこれらの平均を下回っていますので、生ごみの堆肥化や廃油回収等、これまでの取組を継続するとともに、令和2年度からスタートしたリサイクルプラザにおける剪定枝等のリサイクル化に向けた取組を進め、さらなる市民皆様の一層の分別徹底の協力が得られますよう、ごみの削減とリサイクルの創意工夫をした啓発に努めてまいります。

以上でございます。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。
杉本委員。

杉本委員 前に僕、このごみ減量化に関する諸事情やから、こういうのを出してこれをお願いして、早速出していただいて、ありがとうございます。せっかく出していただいたので、ちょっと気になる点、このリサイクル率です。世界的にも日本というのはリサイクル率が悪いと言われていた中で、全国でも19.9%、その中でも奈良県が全国的に何位か分からないですけど更に下回って16.3%。葛城市にいたっては、更に下回って14.9%という話なんですけども。例えばこれが平均値なので、上もあると思うんです。この上。一番高い、全国でも19.9%より上の市町村、何%ぐらい、どんなところが高いリサイクル率を出しているのか分かりますか。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。今の質問に対してでございますが、私の手元にある資料でございますと約82%、これは鹿児島県大崎町になります。そちらが82%ということになっております。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 かなり高い数値出しているんですけども、これは極端に土地の広さとか、人口の割合とか、いろいろによって、ごみのあれは違うというのが僕大体調べて分かるんですけども、決定的に何が違うとかという調査ってされているんですか。今例えばこの82%のところは、かなり上過ぎて分からないです。もうちょっと上25%ぐらいのところはどういう工夫されているのか。うちにはなくて。例えばこれ葛城市の分別、結構多いと思うんです。結構頑張っていて、市民の皆さん、協力していただいているんですけども、リサイクル率が上がらないというのは、単純に結果だと思えます。僕は。ではなくて、これを次どうしていったら上がっていくようになるというのは、他市とか他町とかの参考にして何か考えられているのかというのを聞きしたいんですけど、何かありますか。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

具体的な策、案というのは今持っておりませんが、こちら調査案件のほうでいろいろとご審議いただいておりますので、他市とのいろいろ協力をもらいながら、まだ具体的な案は決まっておりますが、今後そちらに向けて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 リサイクル率を上げるために、他市とかの参考にしていただいて、ちょっと今初めて言ったので、これからちょっとこの減量化にもつながると思うので、他市の参考にしていって、多分答えられへんから、もう最後言いつ放しで言いますけど、目標を持っていただいて、これ減量化って調査案件になって長々と僕らもやっているんですけども、こうしていくべきだとか、参考にこんなんやって、皆さんこうやってられて、リサイクル率も上げていますよというのを、今、もうすつと発表できるようなぐらいにさせていただかないと、協力していただいた市民の方々も目も当てられませんので、その辺次の調査案件のときにも聞きますので、他市とか、いろいろ調べていただいて、参考に。できるできないは別として。そういうのを

僕らにも教えていただけるように努力していただきたいと思います。あと目標もちゃんと持っていただいて、よろしくお願いします。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 今資料出していただきまして、ありがとうございます。家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量ということで、徐々に家庭系ごみが増えていって、これはコロナの前の状況の延長線上でここ来ていると思うのですが、令和2年度、令和3年度といったら、完全に影響を受けると思います。そうなってくると例えば、これあくまでも私の勝手なイメージなんですけど、家庭系ごみの排出量は増えるのではないかと。例えば事業系ごみの排出量は減るのではないかとか思うのですが、ちょっとその見通し、今後のことも、1つ、それを聞きたいのと。

それに対しまして、いわゆる、今までとは比率とか、それから様々な条件が変わってくる中で、どういうふうに対応しようとしているという。コロナって結構、これからも延びると思いますし、また、この傾向は続いていくというふうなことが考えられると思うので、この辺りはどのようにお考えか。その2点お伺いいたします。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの家庭系ごみ、事業系ごみでございますが、こちらの表には数値として入れておりませんが、今現在といたしまして、やはり家庭系ごみ、特に持込みごみ、昨年のゴールデンウィークの辺りから非常に増えております。その分で家庭系ごみのほうは増という形になっておると思います。それから事業系ごみのほうは当然コロナ禍に対しまして、やはり減っていております。今現時点でも2月時点でトン数までちょっと覚えていないのですが、かなり減っているような形だと思います。

それで今後に向けてということでございますが、クリーンセンターといたしましては、当然家庭系ごみの排出量を減らすというのも1つの目標とはしておりますが、特に事業系ごみ、そちらのほうの、今年はコロナのおかげというのもおかしな話ですけども、減っておりますけれども、今後よりそちらの努力、展開検査等も行っておりますので、そちらの事業系ごみ、どんどん減らしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村始副委員長 ありがとうございます。コロナの中で、今までとやっぱり違った対応というか、政策というのが必要になってくるかなというふうに思いますので、それをまた研究をしていただいて、それが分かったら、やはり家庭系ごみについては、事業系ごみについても同様なんですが、市民の方とか、それから事業者の方に対する啓発、このようにして減らしていただきたいとか、そういうふうなこともしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 私、このリサイクル率というよりも、分別を細分化していただいた結果、市民の方々のリサイクル意識は非常に高くなっているというふうに思うんです。これ、平成20年度ぐらいからずっとこう見ていくと、もっと何というのかな、リサイクル率が上がっていることが、私、もっとうかがえると思うんです。ここ3年やから、あんまり伸びていないなあという、先ほどの意見ですけど、私の感覚から見たら、リサイクル意識というのは市民の皆さんに非常に定着をしているのかなというふうに感じます。

ただ、これ80%のリサイクルやってんねんとかというのは、私、工夫やと思うんです。先ほど杉本委員がおっしゃっているように、どんな工夫をしているのか。これ分母をA、焼却分を分母にして、資源化物を分子として割り算してあるという数字なんですよ。ほんじゃこの焼却をしないで、この分母を減らす方法を恐らく工夫してはるのかなあと。この燃やさなあかん生ごみとか、そういうことが分母の主体となっている。これを置いといて、この分子を増やすなんて、私は限りがあると思うんです。めったなこと倍行かへんと思うんです。そやから、その辺のことをちょっといろいろと検討していただく。先ほど言ったように、今やっておられる何でしたっけ、おひさま堆肥の対策とか。それから、何か菌を無料で配布していただいている事業とか。そういう水気、生ものの水切り対策もそうですけれども、そういうものを分母をどうやって減らしていくかという工夫をしていただくことが必要になってくるかなと思うんですけど、その辺の考え方、もしありましたらお聞きをしたい。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

先ほども説明させていただきましたが、具体的な案としては、まだ、今のところ持っておりません。今し方の増田委員が言っておられましたのは、生ごみの堆肥化等に徐々に今年の数値のほうが上がっているようですので、そういうところら辺の強化といいますか、力を入れていくことになるかなと思います。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 そのこのところ、ちょっとご努力いただきたいなど。市民の方にも、その減量化を訴えるのであれば、もうちょっと具体的な、こういうふうなことをしてくださいということをお願いして、結果的にリサイクル率が上がった。こういう手法でやっていただくことが望ましいかなと。引き続き、この資源ごみの分別収集をもっと上げる方法と両面で取り組んでいただくことが必要かなと思いますので、よろしく願い申し上げておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 ちょっとだけ申し上げたいと。そもそもごみ減量化に関する諸事項というの、これ、クリーンセンターをつくるときに、やはりクリーンセンターの地域もごみが増えていったら、いろんな公害も増えてくるやろうということで、議会も共々、減らす方法を考えようということで、この減量化になってきているねけど、当初クリーンセンターができたときからでも、

現実にはその地域に迷惑をかけにくいようにしようやないかということの中で、これさせてもうてるけど。一般家庭では分別がごみ箱の数えらい種類増やさんなんねんと。それだけでも大変やねとかいう声も多々聞いた中で、そこまで一般家庭も努力されているということは、一応評価させてもらいたいけど。職員の方々も大変やと思うねけど、今後、いろんな社会状況によって多少は数字が変わるけども、もう一度、どう言うか、そういう過程の中で、昔はふんどし締め直してと言うねやけど、その発言がどうかもしれへんけど、ちょっとその辺を真剣に考えて、より減量化に結びつくように、今まで以上にまた努力して考えてもらえたら。

また、実際ごみはうまく回転させれば資源になるという考え方もありますので、どうか今まで以上に知恵を絞ってもらって、努力してもらって、ごみの減量化。部分的にはそのまま焼却したら、迷惑をかける率が多くなるということも、もう一度心に刻みながら努力してもらいたいなという要望だけで終わらせてもらいます。

川村委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私もこのごみの減量化については、増田委員とほぼ同じような認識を持っております。やっぱり生ごみを水切りも含めて、ここを減らしていくということが大きい課題なんだろうなと。分別のほうもだいぶ市民の皆さん協力していただいているので。まさにここなんだろうと思いますので、ぜひ工夫をお願いしたいと思うんですが。

もう一つ、私ごみの件について、最近よくお伺いするのは、集積地、ステーション方式を大体市域ではとっていますよね。各戸の家の前に出すのではなくて、そういう地域もありますけども、ステーション方式取っていますけども、そこへ持っていくのがもうちょっと高齢化で大変だと遠いと。ステーションをできたら近くへ持ってきてほしい。その近辺であれば、そうすると出しやすいと。あるところではもう持っていくのが面倒くさいから、高齢者の方が庭で燃やすと。何とかしてほしいというような苦情があつたりして、そういう方もいらっしゃるんですよ。もう遠くだったら、そんなことをされると方もいらっしゃって。そのためにまごころ収集みたいな形で戸別収集を前のときから始められていると思うんですけども。

ステーションの在り方ですね。これはいろいろ聞くんです。重たいコンテナを持って遠くまで持っていかなあかん。車で行かれる方もおるし、それからカートみたいなので運ばれる方もおられるのですが、これについて、どういうふうな市民からいろんな要望があるのか。また、これステーションを認めるとしたら、もう限られているステーションいっぱい増やすということになると、収集の効率等もあると思うんですけど。今どんなふうな現状になっているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

市民からよく問われるんです。ステーションを増やしたいとか、何とかしたいとかいうふうな声を聞くので、ちょっとそこら辺のことをどうなっているかってちょっとお聞きしたいんです。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

現実ですと当然新しい住宅ができます。そのときには、統一した形のステーション、ごみ置場ということで設置していただきます。それから、当然それぞれ今はステーション、それから戸別回収も若干あるのですけれども、ごみの置場所を変えてほしいという相談事があります。当然のことながら、一応全ての市の地区に対しまして、一応区長を通して、ご意見をいただきまして、うちで可能な場合は当然変更はさせていただいております。

それからあと、そういう高齢化に伴った当然ごみをステーションに持っていくのが大変だという話も若干ではあります、聞いております。これ先日もあったんですけれども、先ほど説明いただいたように一応ふれあい収集というのをやっております、そちらで対応できるものであれば、いろいろ条件はあるんですけれども、そういう条件にこだわらず、できるところはやっていきたいという気持ちを持って、今臨んでおる状態でございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。区長を通じて、集積場を動かしたり、新しくつくったり、可能なところはそういうふうになっているということで、ありがとうございます。ただ直接、クリーンセンターに持ち込まれても困ると思うのですが、区長との関係でなかなかうまくコミュニケーションを取れずに、というふうなところもちょっと聞いたりしておるんですけれども、なかなかそこがどうなのかということはまたご相談をしたいと思うんですけれども、できるだけ、ごみを出しやすくするというのも大事だと思うんです。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次、学校給食ですけれども、職員の入替えをお願いします。

(理事者入替え)

川村委員長 それでは次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、学校給食に関する諸事項についてでございます。今回報告させていただきますのは、お手元に配付しております令和2年度中の異物混入発生状況により、ご説明させていただきますと思います。

令和2年度の学校給食での異物混入報告は、10月末現在、主食について8件の発生となっております。案件発生の際につきましては、米飯業者に調査を指示いたしまして、原因究明と対策について、迅速に報告するよう指示をいたしております。ある程度の混入の判定には、混入物にもよりますが、加熱処理により判断する方法が取られており、報告の結果といたしまして、8件中3件は加熱反応がなく、配膳時に混入したものと思われま。また、5件に

つきましては加熱反応があることから、炊飯から配缶の行程で混入したと推察できるものでございます。この対策といたしまして、業者、学校職員への共通理解をいたしまして、それぞれの防止対策、対応を取る指示を行っておるものでございます。

なお、パンにつきましては、今年度中、異物混入等の報告がございません。

以上でございます。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問等がございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。これを見る限りの思うこと、ちょっとお聞きします。これ番号の横の月日というのは見つかった日ということですよ。多分。これ、混入原因のところを書いてある日付が報告された日ということなんじゃないかな。そうですね。そうすると、8番の10月14日に見つかって社内検査9月28日というのは、ちょっとよく分からないんです。もう1個、ちょっと日程的なことで言うと、3番のやつ、7月16日に見つかって7月28日に報告で、これ12日間かかっているみたいなんです。ほかのやつは当日であったり、次の日であったり、遅くても1週間ぐらいで社内調査、検査になっていると思うんです。ちょっとこの辺の詳しい説明が欲しいのが1点目で。

2点目が、2番と3番です。7月6日に黒い物質が見つかって、3番の7月16日、10日後にまた同じことが起こっているんです。これ、2番では、対応策は清掃の改善なり目視強化となっていて、ほんで次は、ジェット水流洗浄機での洗浄、あと分解のときに何かその液体につけて、つからせる時間を増やすということです。これ増えたのか、今まで何分やっていたのをどれだけ増やしたのか。この改善、どういった改善をされているのか。ちょっと何かこの辺ざっくりし過ぎているので。これまた、10日後にまた起こっているということなので、その辺の経緯、ちょっとこの2つお願いします。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

まず、先ほどのご質問の中で8番の案件でございますが、2ページ目の8番の混入原因のところの日付ですが、こちら、日付が誤っておりまして、報告ありました日につきましては、10月16日の報告となっております。大変失礼いたしました。訂正よろしくお願ひいたします。

それとあと、次の質問の中の2番と3番についての黒い物質のことでございます。こちらにつきましては、この黒い物質というものが保温ボックスの中のご飯の中に入っていたというものでございまして、原因の調査をいたしました結果、同じ結果になっておりますが、米ぬかが、炊飯時のときに出たぬかの部分の塊が炭化して付着したものであって、それが残っております。異物混入といえますか、もともとはご飯の部分であります。残っていたというふうな形です。7月6日の件につきましては、調査して4日後、報告をいただきまして、そのときは清掃方法であるとか、炊飯前の異物の確認であるとか、炊飯後の目視を強化していただいております。

あと、そのような報告をいただいております。3番につきましては、報告が発生から遅

れております。こちらは同じような原因での混入となりまして、調査書が業者から回答来るのがちょっと遅れましての報告となっております。こちらのほうは業者にも話をしております。原因については、ちょっと報告が遅れたというふうなところではあったんですけども、それとあと同じような案件が2回、短い期間で起こっておりますので、さらに改善の方法といたしまして、清掃の方法の改善であったり、分解清掃の際のつけて消毒する時間とかを増やす工程の工夫をしていただいたという報告なんですけども、申し訳ないのですが、この時間を何分から何分間に伸ばしたかというところは、ちょっと確認不足で申し訳ありません。今回、時間については、そういう意味ではちょっとございませんので、このような対応をしているというふうなところで、報告を受けております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 その3番のところに書いてある対応のジェット水流洗浄機での洗浄というのは、更に追加して改良して、これを足したということでもいいんですかね。この薬品につけるのはちょっとまだ分からないけど、その辺の効果とかお聞きしたかったんですけど、ちょっと調べておいてもらっていいんですかね。1回目の対応策で駄目やったから2回目になったわけで。もともとこれでよかったのではないのと思ってしまう。

ほんで、報告まで12日かかったというのは、それ長いか短いかわかんないですけど、ほかの事例とかやったら、髪の毛やからというものもあるのかもわかんないですけど、早く敏速にやられているんですけども、7月16日から7月28日の間も給食やられるわけじゃないですか。この期間なんかあつという間に短いほうがいいわけで、ちょっとその辺がとても気になったんです。ほかのやつはずっと出ているのに、この12日間、ある程度は分かっていると思うんですけども、原因分からず給食つくっているのもなんかちょっと違和感があったので、ちょっと聞かせてもらいました。その辺また洗浄方法とかもしっかり調べていただいて、次から対策できるようにお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

内野委員。

内野委員 今ちょっとこれ見せていただいて、保温ボックスのご飯の中に、つぐときに髪の毛が入っている。入るのかなと4件は思ったんですけど、配膳するときの何というのかな、係の人の体勢というのはちゃんと頭に帽子かぶって、キャップかぶって、これ先生がやられましたの。生徒がされるのですか。すみません、そこをちょっと聞かせてください。

川村委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今これコロナ対応で、子どもが配膳するのを極力避けて、教師のほう主導でやっております。だからこれ例年に比べて少ない数になっております。それから、配膳のときに手袋のほうもちゃんとしておりますので、いつもになく衛生的な配膳方法を取ってくれているというふう理解しております。

以上でございます。

川村委員長 内野委員。

内野委員 ということは、きちっとやっていただいているんですけども。配膳するとき髪が混入してしまうというふうに捉えたらいいんですね。でも、ちゃんときちっとキャップをかぶって。

(発言する者あり)

内野委員 会社ですか。製造工程で。社内検査。分かりました。製造工程で。失礼いたしました。ありがとうございます。

川村委員長 よろしいですか。

内野委員 はい、結構です。

それと、今いろいろと、コロナ禍やから子どもたちが一切せずに、先生のほうでやっていただいているということをお聞きしました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 社内で検査して社内で混入したというのが5件というふうなことで、これ1ページ目にあるわけですけども、髪が3回あるのですが、いずれも対応策が、除電、エアシャワー、吸塵バキューム、粘着ローラーがけを徹底することの再教育を行うということで、しかし、それはまた、1でもそういうふうにしてあるし、4でもそうだし、5でもそうなのですね。結局人がやることですから、そういうふう定められていても、その工程を飛ばして、横着してやるということになると、大概この間からの薬の問題、ジェネリックの問題でも定められた工程があるのにそれを飛ばすから、ああいうことが起きると。原発の放射能漏れでもそういうことが報道されたことがあります。厳格な手続を決めているのだけれども、それを面倒くさかって安易な方法で従業員がやると。

これを見ますと、方法はもうこういうことを徹底しなさいということで、これ繰り返されているわけですね。だから僕はこういうのがやっぱり一番職員の場合難しい問題だし、どこまで会社に言えるかどうかということがあるんですけども、ここはどうなっているんだということで。3度同じ改善策、対応策で出てくるわけですから、そこら辺はちょっと聞いておいていただけたらなと思うんですけども。同じ対応策なんです。考えられることは、社員が適当にちょっと抜いている可能性もあるので、そうじゃないかもわからないし。でも同じ対応策で同じよう出ているので、ここら辺はどういうことなのかというのをちょっと聞いておいていただきたいと思うんですけど。そういうこと何か聞いておられるのだったら、ちょっとお答えいただきたいのですが。

川村委員長 回答できますか。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

異物混入を防ぐために、製造工場で行っていただく作業前の点検としましては、やはり服装についているごみを落としてやるというのが基本的にあると思います。その方法としまし

ては、やはりこちらにありますエアシャワーでのほこりやごみの除去とあとローラーを使っ
ての付着ごみの除去、それと、職員間での相互のチェックを徹底していただいているんです
けども、さらに、こちらのほうは毎回していただくというふうなことをしております。それ
とあと原料につきましても、原料に混入がないかというふうなところも確認していただいた
上で、調理のほう、進めていくというふうなところですので、その辺も再度、確認してまい
ります。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。あとはこれは人間のやることです。100%はなかなか難しいと思
うんです。工業的なことはね。純度を100%にするのはもうなかなか難しいことですから、
これが限界なのかもわからないし、いやそうではなくて職員のそういうこと何かあるかとい
うこともありますので。そこら辺のことをちょっとまたご確認いただいたらと思います。あ
りがありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑ありますか。

増田委員。

増田委員 資料見せていただいて。令和2年度、6月から10月までの間にこれだけの異物混入があっ
たと。今、谷原委員がおっしゃられたように、人間のすることやから過ちはあるやろうとい
うことですが、食品を扱う業者としてはあってはならんことやと。もし袋に入っている
お菓子の中に髪の毛が入っていたとすれば、これは非常にメーカーとしては緊急事態である
と。これと同じ認識をISO22000をお持ちの優良な業者であれば、真摯に受け止めて、対
策を講じていただいているというふうに思うわけでございます。

そこで、ちょっとこの発生状況、異物名、発見場所と書いているのですが、これって
何か生徒に、児童に異物があれば先生に申し出てくださいか何かそういうことをおっしゃら
れて、その結果こういうふうな発見があったのか。生徒から、児童から、「先生こんなん入
っているよ。」と言って、各自申し出られておるのか。それちょっとお聞きしたいなとい
うふうに思います。

それからもう一つは、こういう実態を、いやいや、これいちいち保護者に報告していたら
心配をなされるので、こういう情報はあまり公開していないと言われるのか。いやいや、適
宜、父兄の皆さんにご報告していますというふうな周知をされているのか、この2点ちょっ
とお伺いします。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

この異物等の発見の際なんですけども、こちらのほうは給食のときに、生徒から、もしそ
ういうのを発見した場合は先生に伝えるというふうな取決めはないんですけども、子どもさ
んから先生にこんなものが入ってあったというふうな報告をして、学校を通じて給食センタ
ーに連絡がございします。こちらのほうの異物の発見がありまして、調査のほうございましたら、
学校にも報告はさせていただいております。それで保護者に対しましては、特に重大な

事件が発生しましたら、こちらのほうは報告しております。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 はい、分かりました。先ほど申し上げましたように、納入業者がそういう発見と同時に、素早い対応をしていただく。また、再発の防止のための最大限の努力をしていただく。信頼できる業者であるというふうな評価をされておるといふようなこともありますので、その辺の徹底は今後ともきちっとやっていただく。

それから、この発見については、そういうことを知るのがいいのか、悪いのか、いいのか。以前に教育長がご心配されたように、もうご飯食べる前に生徒はまず、中に何も入っていないかという、そんなおびえた状態で、ご飯を食していたと。こういう実態を聞かされて、私、えらいことになつとるんやなど、現場。非常に心配をしたんですけど、あまりそういうことを、何かあったら言いやというようなことも、あまり言う必要も、言い過ぎることにもなるのかなと思いますので、できるだけ事前に納入業者の事前チェックも強化していただいて、できるだけこういうことが起きないように、また、もし重大な問題であるというふうな事象がございましたら、保護者にもご報告いただくような、そういうこともしていただければと思いますけれども、現在のところ、重大な混入実績がなかったので周知していないというふうな理解をさせていただきました。どうもありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

ちょっと私のほうから、確認というか、ここに来て、この異物混入、今回の裁判等もです。そういった関連の流れでございました。今日、この資料では、米飯業者とパン加工業者、この2社、その業者の報告でしたけれども、葛城市の学校給食センターで異物混入は全くないのかというところら辺についての報告は、今日も全然なかったというふうに思います。

もちろん増田委員のご判断による、あまりナーバスになり過ぎてはいかんよと。それは、この異物をどう捉えるかということですが、葛城市の学校給食、完全な状態で今運営していただいていると思うんですけども、今回それは全く出てきていないということで、それが全くないのかという答弁について、ちょっとご確認をさせていただきたい。もしあるとしたら、その事例がどの程度なのかと。今回の資料はこの米飯業者とパン業者でしたけれども、その辺りは、今日は全然触れていないわけです。ちょっとそれだけ確認をさせていただいて、もし今日、それがまたあるようであれば、また報告もいただきたいというふうに思いますが、ちょっとその辺りの答弁をいただきたいと思います。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 今回資料としてお渡しさせていただいているのは、主食の分のみでございます。そのほかに異物混入というか、入っていたというふうな事例につきましては、主食の分を除きまして7件がございまして、事例としましては、髪の毛が入っていたというふうなところとあとは、調査の結果、鶏の骨であったというふうなところと、あと原料のほうに混入していたと疑われる虫の羽根のようなものが入っていたというふうな事例の報告を聞いております。それとあと、プラスチックの破片かフィルムの破片のようなものが入っていた

というふうな事例がありまして、主食を除けば7件というふうなことになります。

以上です。よろしくお願いします。

川村委員長 今回はこういった表にさせていただいていませんので、あれなんですけども、例えば、自然の物って、要するに、虫の羽根もその状況はどんな状況か分かりません。プラスチックの破片とか、そういうのはちょっと。これ、今、米飯の内容は髪の毛とかそういうことなんですけども、委員の皆さん、こういった発生事例、これから検証していくと。この調査案件がある以上、こういった調査をこれからもしていくとなれば、また、この報告もいただくにあかんのかなあと。やはり対応策ですよ。混入状況、混入原因それから対応策、ここの部分は業者ばかりに言っていたって、自分のところの給食センターの質はどうかかというところは、やっぱり一番大事なところなので、また、報告をいただいたらいいのかなと思うのですが、委員の皆さんどうですか。

(「ぜひともお願いします」の声あり)

川村委員長 また、今回あれですが、次回また、そういった報告も併せて給食全体に関わる異物混入について、また、それを大きな事案とするかしないかではなくて、やっぱりこれは延々と気をつけていっていただかないといけないし、この異物混入については、葛城市の給食の事業について、非常に大きな問題であったということですので、やはりもう少しこのまま資料等いただいて、委員の皆さんのご意見もいただきたいと思いますので、次回、その資料もつけていただきたいというふうに委員長のほうからお願いをするということで、よろしくお願いします。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 今ちょっと委員長がおっしゃったことで補足なんですけども、加工する野菜なりあるんですが、それを例えば、給食センターの中で加工しているものもあれば、加工したものを購入してきているというものもあると思いますので、その辺りも分かるようにお願いをできたらと思います。

川村委員長 よろしいでしょうか。何かそれに対して、もし確認事項があれば言っていただけたら。
油谷所長。

油谷学校給食センター所長 それでは、先ほどのことなんですけども、異物の混入の事案が見つかったときの流れなんですけども、主食以外の給食センターで調理したものについての場合の流れなんですけども、学校から報告があれば、対象のものを取りに行きまして、主食であれば、業者に確認してもらいます。それとあと、給食センターからの提供のもの、または個別のものにつきましては、調理したものにつきましては、給食センターの責任者を通じまして、給食センター内で調査させていただきまして、原料等につきましても、納入業者に問い合わせでの調査をしていきたいと思っております。それは今までもそのようにしてございまして、それぞれの事案についての調査、原因究明とあとその対応策について、同様に報告のほう上げてもらっています。

それとあと先ほど、異物混入の事例の中でプラスチックの破片と申しましたけども、初めはプラスチックの破片が入っているということで引き上げてまいりまして、それを検査に出

したところ、その当日の給食に出した魚の骨の部分、えらの部分の骨がちょうどプラスチックの破片のように見えたということで、完全な異物ではないというふうなところで認識、結果としては上がってきておる事例でございますので、その辺はご安心いただきたいと思います。ありがとうございます。

川村委員長 それでは、本件は、本日はこの程度にとどめておきたいと思っておりますので、委員の皆様、またよろしく願いいたします。

それでは、最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは続きまして、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について、ご説明申し上げます。

まず、お手元にお配りさせていただいております。A3、2枚もののうちの1ページ、工程計画表をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和元年6月に契約議決をいただきまして、保育室6室及び職員室の建築を行います1期工事を、ページの左半分、青色部分の工程どおり実施してまいりました。令和2年度では、右半分のうす青色部分の工程で保育室3室及びリズム室の建築を行う2期工事を実施しているところでございます。工程表の中の表中⑤でございますが、既存の西園舎、南園舎の解体の工事の工程まで終えまして、本議会初日の3月5日に増額の変更契約の議決をいただき、現在は表中⑥の園庭整備などの竣工に向けた最終の工程を進めているところでございます。

なお2ページ目につきましては、2期工事を終えました完成予想図になっております。以上が現在の状況でございます。

以上でございます。

川村委員長 ただいま報告願いました。この件につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 先日、補正、契約の議決。このパース図、完成予定図の恐らくこの土管ふせている公園遊具の入っている、この辺で地下のぬかるみの部分あったというふうに思うんです。どの辺であったかというのをお聞かせください。

それと、これ、私、どうも違和感あるねけど、これだけのエリアの中で、その部分だけがぬかるんでいたというのがちょっとイメージが湧かないし、もともと池の跡とかだったのか。その辺、何か原因、何なのでしょう。その水脈があったとか、何か先日もちょっと聞いたんですけれども、ちょっと分かりにくかったので、何なのでしょう。その部分的にぬかるんでいたということなのでしょうかね。ちょっとその確認だけさせてください。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

増田委員ご質問の軟弱地盤の発生場所でございますが、先ほど増田委員おっしゃいました土管のある築山のところからもう少し左側、今園児が何名か描かれておりますが、そちらの

辺りにかけて、軟弱地盤が発生しておったということでございます。また、原因につきましては、これもさきの厚生文教常任委員会でご説明申し上げましたが、南園舎、西園舎、そこを解体したところ、その解体した地盤のところ恐らくでございますが、西側から水路、地下の水源等があったと思いますが、そちらから流れてきたものによりまして、軟弱地盤が発生していたものと考えております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。その説明で全て分かりました。恐らく、これ地下、ずっと流れていた。この園舎を造ったことによって、その水脈が止まってしまって、行くところなくなって吹き出たと。こういうことですね。だから、よくこんなところで言うたらなんやけど、田んぼとかの場合もそうやって地下に暗渠設備があって、むやみやたらに大きな重機で踏みつけると、流れを途中で止めてしまって、真ん中に淀みができると。こういうふうなこともあって、恐らくそういうことかなと。となれば私ちょっと心配するのは、これ上から押してくる水というのは、これ、ずっと来ますよ。ここ上びちゃびちゃとやったとしても、やっぱりうんできますよ。上から押してくる水は、やっぱり、これを蓋しても押しますよ。となれば、この地下のための排水暗渠施設というのは当然やっつくべきやなというふうに思いますので、もし追加工事でもできるのであれば、グラウンドのぬかるみ対策も含めて、暗渠排水の設備が必要やというふうに私思いますので、もしできるようでしたら、そういう対策取っていただきたい。お願いします。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしく申し上げます。

増田委員ご質問の件ですが、園庭について、やはりご心配のように今後ぬかるみとか、発生することはもちろん懸念される事項でございますので、暗渠排水については、設置させてもらって、もちろんぬかるみがないようにということで、配慮で採用させてもらった工事のほうをさせていただいております。

川村委員長 している。もうやっているということですね。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の関連なのですが、暗渠排水でもこう高さがあると思うんです。実際このぬかるんでいる原因がどういう形で、その水がそこへ入り込んでぬかるんでいるかという、そこをつぶさないとかあるいはそこから変えないと。よくグラウンドに暗渠排水やっていますけれども、これは比較的浅いところですね。だから、ちょっとその下の地盤がどうなっているのか。これ、業者の方から聞いておられますかね。何が原因で、その原因に対してこういう工法でこういうふうにするというふうなことは説明を聞いておられますか。

実はうちの家の裏、ある店舗が来るということで、地面掘り出したらやっぱり1か所すぐぬかるんで、なんぼやったら水が出てくるんですよ。業者も難儀していました。そこで、根本的に止めるために、新たないろんな施策を打って、そこを止めるというふうなことをし

て。

それは、やっぱり把握しておく必要があると思うんです。でないと業者がやって、それなりにやったということで、後になることがあるので、根本的な原因が何で、どういう工法で、それをきちっとしようとしているのか。それは聞いておられますかね。聞いておられなかったら、それをちょっと把握していただいて、やっぱりしっかり監督していただきたいと思うのですが。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いします。

谷原委員、ご質問の件でございますが、原因については先ほど申し上げたように、地下水脈が発生したということが原因なんですけども、それに伴いまして、地盤改良材というのを先ほど申し上げた暗渠排水とともに、地盤改良材をちょっと、どの深さまでというのはちょっと今資料でございませませんが、その地盤改良材にもよりまして、ぬかるんだりとか、そういうことがないように施工はさせていただいております。

川村委員長 谷原委員、よろしいですか。

ほかにございせんか。よろしいでしょうか。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 1つ、お伺いをいたします。せっかく幼稚園、これ立派な園舎もできましたので、やはり私も厚生文教常任委員会としても見に行けたらなというふうなことも考えるのですが、そういうふうな見学の機会というようなものは予定をされていますでしょうか。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。吉村副委員長ご質問の件でございますが、工事完了後、現在のところですが、委員の皆様には春休み中をめぐらさせていただけたらなというふうな思いは持っておりますが、日程等詳細につきましては、また事務局と調整させていただいて、考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

吉村始副委員長 楽しみにしていますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 今、吉村副委員長から質問あった件ですが、議長にも、ちょっとそのことをお話しさせていただいておりますので、議員全体で、所管は厚生文教常任委員会ですけれども、また、委員外議員の皆様にも、またご参加いただくという手配をさせていただきたいなと思っておりますので、議長のほう、またそのところもよろしくお願いいたします。

ほかに質疑がないようですね。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、ないようであれば本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りいたします。ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、及び、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、まだ、最後の磐城小学

校の分もまだ事業の進捗というふうなことでございます。随時、委員会を開催して審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら3つの調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

川村委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、本当に長時間、丁寧にご審議をいただきましたこと、御礼を申し上げます。いろいろと所管広うございますので、子育てのこと、また、福祉全体、介護に関しては今回非常にたくさんの案件でございました。今日は予算に関わる部分のご審議をいただきませんでしたけども、また、予算特別委員会のほうでご審議をいただいて、また、関連づけていただきたいというふうに思っております。

本日は本当に長時間ありがとうございました。どうぞ、お疲れをまた癒やしていただきますように。あしたに向けて、また、頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時19分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

川村 優子